

## 7, 参考資料

### 【① アンケートの実施】

東部土地改良区・組合員の皆様へ

平成 25 年 7 月 31 日

高槻市東部土地改良区

理事長 長谷川 健

(高槻東部緑豊かなまちづくり検討会)

#### 農地の保全活用に対する意向調査（アンケート）について

酷暑の折、皆様方におかれましては、益々ご清栄のことと存知上げます。

さて、この5月に国土交通省の「集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実調査」の委託業務を本区・高槻地域を対象とした下記の4団体で組織する検討会で受託することになりました。この先、本検討会で業務を進める上で、「地元の皆様方が農地をどの様に考えておられるか、」という意向把握が必須であることから、今回皆様方の協力を仰ぎまして、「農地の保全活用に対する意向調査」を行うものです。

本調査の主旨をご承服いただきまして、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、意向調査の概要とアンケート内容は、下記および別紙のとおりです。

#### 記

##### ・調査の趣旨と目的

高槻市東部土地改良区域には、生産緑地、市街化調整区域（農業振興地域）の農地等があり、地域全体で高齢化が進むなど、様々の課題を抱えています。

今後、皆さんの農地を、どう守っていくべきか、高槻市東部土地改良区、高槻市、大阪府、大阪府土地改良事業団体連合会で、「高槻東部緑豊かなまちづくり検討会」を組織し、課題解決の第一歩となる、農地利用の実態把握に向けて、農家の皆さんの意向調査（アンケート）を行うこととしました。

・ **調査の対象**

東部土地改良区域の内、大冠地区並びに五領地区に農地を所有されている本区の組合員さんを対象といたします。

・ **調査の内容等**（郵送封筒に・アンケート質問集・回答用紙（A3\*3枚）・定形封筒が在中）

調査内容は質問集として綴じてあります。その回答を（A3版）回答用紙に、ご記入の上、同封している封筒に回答書のみ入れて提出して下さい。

**【締め切り日】**：平成25年8月13日（火） です。

各実行組合長様は、回収した回答書を8月20日までにご持参願います。

**【提出先】**：回答封筒の表に印字しております。

実行組合員の方は実行組合長（班長）様に持参か郵便受けに投函して下さい。

また、郵送回答の方は、お近くの郵便ポストに入れてください。

**【問合せ先】** 高槻市東部土地改良区 TEL 072-675-6401

なお、今回集めたアンケート内容は、本目的以外に使用しないことを申し添えます。

**農地の保全活用に対する意向調査（アンケート） 調査票 質問事項**

（問1）～（問9）の回答は、別添の回答用紙（その1）をお願いします。

（問1） まず、あなたの年齢について、お伺いします。

- ① 50歳未満 ②50歳から59歳まで ③60歳から69歳まで ④70歳から79歳まで  
⑤80歳以上。のどれかに○をお願いします。

・次に、あなたの農地の主たる従事者（家族を含む）について、お伺いします。 ①

本人 ②妻 ③夫 ④父 ⑤母 ⑥息子 ⑦娘 ⑧その他の家族 ⑨貸主等まで列  
記しました。思われる答えに○をしてください。複数に○をしていただいて結構です。

・また、農地の耕作に従事されておられる人数について

- ①1人 ②2人から3人 ③4人以上。のどれかに○をお願いします。

問2から、問9までは、あなたが所有されておられる、又は、借りておられる農地を対象に、  
農地の状況を1区画ごとにお伺いします。

（問2） あなたが、①所有され耕作されておられる農地（所有耕作）。

②他の農家から借りて耕作されておられる農地（借地耕作）。

③所有され貸して他の人が耕作されておられる農地（所有貸出）。

④所有され耕作されておられない農地（所有不耕作）。

これら、対象となる農地全てについて、1区画ごとに、農地面積をお書きくだ  
さい。（面積は概数の100㎡単位、100㎡未満の区画は10㎡単位で結構です。

3坪＝10㎡ 1畝＝100㎡ 1反＝1,000㎡です。）

（問3） 問2でお答えいただいた農地の所在地について、・大冠地区、・五領地区のいずれかに、

○をお願いします。

（問4） 問2でお答えいただいた農地について、農地のある場所をお答えください。

農地のある場所は、・市街化区域内生産緑地（生緑）、・市街化区域内の生産緑地でない農地（市街化）、・市街化調整区域（農業振興地域）の農地（調整）のどれかに、○印をつけお答えください。

(問5) 農地の整備の状況について、お尋ねします。問2でお答えいただいた農地について、  
接続道の有無、用水確保の状況について、お答えください。

接続道については、幅員2m程度の農道が農地に接続しており、軽4自動車を農地に横付け  
できれば 有 に○をしてください。横付けできなければ、無に○をしてください。

また、用水確保について、水路、パイプライン、その他の該当するものに○をしてください。

(問6) 問2で、あなたが所有され耕作されておられる(所有耕作)、もしくは、あなたが他の  
農家から借りて耕作されておられる(借地耕作)、とお答えいただいた農地の各区画ごとに、  
作付け状況をお答えください。

・米 ・野菜 ・果樹 ・花の該当する項目に○をしてください。複数回答有り。

(問7) 問2で、あなたの農地について、貸して他の人が耕作されておられると答えられた農  
地について、どこに貸しておられるのか、お答えください。

農家 一般の方 市民農園 学校学習田 の該当する項目に○をしてください。

なお、市民農園と答えられた場合、貸付先について、①高槻市に貸し付け②NPO等に貸し付  
け③自ら開設し一般の方に貸し付けのどれに該当するか、該当する項目に○をしてください。

(問8) 問2で、あなたが所有され、耕作されておられないと答えられた農地について、現状  
をお答えください。・荒地 ・駐車場 ・宅地 の該当する項目に○をしてください。

(問9) あなたの農地の今後の継続の見通しについて、問2でお答えいただいた、あなたが所  
有され耕作されておられる農地について、・耕作を続ける、・農地を貸す、・農地を一部  
売却する ・農業をやめる。に該当する項目に○をしてください。

・次に、あなたが他の農家から借りて、耕作されておられる農地について 耕作を続  
けるのか、将来、・農地を返すのか、該当する項目について、○をしてください。

・その次に、あなたが所有され、耕作されておられない農地について、  
現状のままなのか、・自作を再開するのか、・農地を貸すのか、・一部売却するのか、・農  
業をやめるのか、該当する項目に○をしてください。

問 10 から問 18 まで、農業、農地のあり方について、お伺いしますので、各問ごとに、あなたご自身が思われる回答に○をしてください。

問 10 からの回答は別添の回答用紙（その 2）をお願いします。

（問 10） あなたの農業経営の状況についてお答えください。回答欄：①～③に該当する項目に○をしてください。

（問 11） あなたの農地で、相続税納税猶予を受けておられるかどうかお答えください。回答欄：①～③に該当する項目に○をしてください。（複数に○をしていただいて結構です。）

（問 12） あなたの、農地の今後の継続の全体的な見通しについて、お答えください。回答欄：①～⑤に該当する項目に○をしてください。（複数に○をしていただいて結構です。）その他は、具体的にご記入ください。

（問 13） 耕作を続けるには、どのようなことが一番必要か、お答えください。  
回答欄：①～⑧に該当する項目に○をしてください。（複数に○をしていただいて結構です。）また、その他は、具体的にお書きください。

（問 14） 農地を借りて耕作面積を増やすには、どのようなことが一番大切か、  
回答欄：①～③に該当する項目に○をしてください。（複数に○をしていただいて結構です。）また、その他は、具体的にお答えください。

（問 15） 農地を貸すには、どのようなことが一番必要か、  
回答欄：①～④まで列記しました。思われる答えに○をしてください。（複数に○をしていただいて結構です）また、その他は、具体的にお答えください。

（問 16） 農地を一部売却すると考えられるのは、なぜですか、  
回答欄：①～③まで列記しました。思われる答えに○をしてください。（複数に○をしていただいて結構です。）また、その他は、具体的にお答えください。

(問 17) 農業をやめると考えられるのは、なぜですか、

回答欄：①～⑤まで列記しました。思われる答えに○をしてください。(複数に○をして  
いただいて結構です。) また、その他は、具体的にお答えください。

(問 18) 農地の休耕が、府内でも広がっています。なぜそうなるのか、

回答欄：①～③まで列記しました。思われる答えに○をしてください。(複数に○をして  
いただいて結構です。) また、その他は、具体的にお答えください。

問 19 から問 21 まで、生産緑地のあり方について、お伺いしますので、各問ごとに、あなたご自身が思われる回答に○をしてください。生産緑地をお持ちの方も、お持ちでない方もお答えください。

(問 19) 生産緑地は、これから増えていきますか、減っていきますか、

回答欄：①～③まで列記しました。思われる答えに○をしてください。

(問 20) 問 19 で生産緑地が減っていくとお答えの方に、お聞きいたします。

回答欄：①～④まで列記しました。思われる答えに○をしてください。(複数に○をして  
いただいて結構です。) また、その他は、具体的にお答えください。

問 21 からの回答は別添の回答用紙(その3)をお願いします。

(問 21) 生産緑地制度に望まれることは、何ですか、

回答欄：①～⑦まで列記しました。思われる答えに○をしてください。(複数に○をして  
いただいて結構です。) また、その他は、具体的にお答えください。

問 22 から問 23 まで、農業振興地域(市街化調整区域)の農地のあり方について、お伺い  
しますので、各問ごとに、あなたご自身が思われる回答に○をしてください。農業振興地域  
(市街化調整区域)に農地をお持ちの方も、お持ちでない方もお答えください。

農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図ることが必要  
な地域として、大阪府が指定するもので、高槻市においては、市街化調整区域と農業振興地  
域が同じ地域です。

農用地区域とは、高槻市が定めた高槻市農業振興地域整備計画において、農用地として利用すべき土地として、用途区分を定めたものです。

**(問 2 2)** あなたは、農業振興地域（市街化調整区域）に農用地区域として指定された農地をお持ちですか、

回答欄：①～③まで列記しました。思われる答に○をしてください。

**(問 2 3)** 農業振興地域の農地に対する施策として望まれることは、何ですか、

回答欄：①～⑥まで列記しました。思われる答えに○をしてください。（複数に○をしていただいて結構です）また、その他は、具体的にお答えください。

問 24 から問 25 まで、市民農園制度についてお伺いしますので、各問ごとに、あなたご自身が思われる回答に○をしてください。

**(問 2 4)** まず、市民農園制度についてお尋ねします。

回答欄に①～④まで列記しました。思われる答えに○をしてください。

**(問 2 5)** 上記の問 24 で②と答えた方にお尋ねします。市民農園として貸していないのはなぜですか。回答欄に①～⑤まで列記しました。思われる答えに○をしてください。（複数に○をしていただいて結構です）また、その他は、具体的にお答えください。

最後に、高槻東部区域の農地のあり方について、何か、思われるところがございましたら、回答用紙にご記入ください。

★以上で質問を終わります。

★なお、上記 2 5 項目の回答は、別紙 A 3 版の回答書No. 1、回答書No. 2、回答書No. 3に記載をお願い致します。

また、この回答書のみを同封の定形封筒に入れて提出して下さい。

★提出先は、実行組合員の方は、各実行組合長（班長）にお渡し願います。

郵送回答の方は、お近くの郵便ポストへ投函ねがいます。

★本意向調査の〆切り日は、8月13日（火）となっております。

ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

回答書 NO.1 ※同封している定形封筒に回答書3枚を入れて提出してください。(質問事項の提出は、不要です) 回答書の締め切りは平成25年8月13日(火)です。

農地の保全活用に対する意向調査(アンケート) 調査票 回答用紙(その1)

「提出先」実行組合員の方は各実行組合長(班長)まで、郵送回答の方はポストへ。

問1 あなたの年齢は、(該当するものに○) ----- ①50歳未満 ②50歳から59歳まで ③60歳から69歳まで ④70歳から79歳まで ⑤80歳以上  
 あなたの農地の主たる従事者は、(該当するものに○ 複数回答も可です。) ----- ①本人 ②妻 ③夫 ④父 ⑤母 ⑥息子 ⑦娘 ⑧その他の家族 ⑨貸主等  
 農地の耕作に従事されている人数は、(該当するものに○) ----- ①1人 ②2人から3人 ③4人以上

・下段の表は、農地の耕作状態を①～④に分類しています。(横方向に問2から問9までの質問を列記しております。分類別にそれぞれお答えをお願いします。)

問2は、農地1区画毎にご記入ください(面積は、枚数でも可です) 問3から問9は、該当する項目に○印をお付けください。

④① あなたが所有され、耕作されている農地(所有耕作)》

(問2)農地面積	(問3)所在地	(問4)農地の場所	(問5)接続道	(問5)用水確保状況	(問6)作付状況	(問7)貸出先	(問9)農地の継続の見通し
1	大冠 五領	生緑 市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	米 野菜 果樹 花	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる
2	大冠 五領	生緑 市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	米 野菜 果樹 花	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる
3	大冠 五領	生緑 市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	米 野菜 果樹 花	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる
4	大冠 五領	生緑 市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	米 野菜 果樹 花	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる
5	大冠 五領	生緑 市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	米 野菜 果樹 花	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる
6	大冠 五領	生緑 市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	米 野菜 果樹 花	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる
7	大冠 五領	生緑 市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	米 野菜 果樹 花	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる
8	大冠 五領	生緑 市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	米 野菜 果樹 花	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる
9	大冠 五領	生緑 市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	米 野菜 果樹 花	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる
10	大冠 五領	生緑 市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	米 野菜 果樹 花	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる	耕作を続ける 農地を貸す 一部売却 農業をやめる

④② あなたが他の農家から借りて、耕作されている農地(借地耕作)》

(問2)農地面積	(問3)所在地	(問4)農地の場所	(問5)接続道	(問5)用水確保状況	(問6)作付状況	(問7)貸出先	(問9)農地の継続の見通し
1	大冠 五領	生緑 市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	米 野菜 果樹 花	耕作を続ける 農地を返す	耕作を続ける 農地を返す
2	大冠 五領	生緑 市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	米 野菜 果樹 花	耕作を続ける 農地を返す	耕作を続ける 農地を返す
3	大冠 五領	生緑 市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	米 野菜 果樹 花	耕作を続ける 農地を返す	耕作を続ける 農地を返す

④③ あなたが所有され、貸して他の人が耕作されている農地(所有貸出)》

(問2)農地面積	(問3)所在地	(問4)農地の場所	(問5)接続道	(問5)用水確保状況	(問6)作付状況	(問7)貸出先	(問9)農地の継続の見通し
1	大冠 五領	生緑 市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	農家 一般の方 市民農園 ①高槻市 ②NPO ③自ら開設) 学校学習田	農家 一般の方 市民農園 ①高槻市 ②NPO ③自ら開設) 学校学習田	農家 一般の方 市民農園 ①高槻市 ②NPO ③自ら開設) 学校学習田
2	大冠 五領	生緑 市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	農家 一般の方 市民農園 ①高槻市 ②NPO ③自ら開設) 学校学習田	農家 一般の方 市民農園 ①高槻市 ②NPO ③自ら開設) 学校学習田	農家 一般の方 市民農園 ①高槻市 ②NPO ③自ら開設) 学校学習田
3	大冠 五領	生緑 市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	農家 一般の方 市民農園 ①高槻市 ②NPO ③自ら開設) 学校学習田	農家 一般の方 市民農園 ①高槻市 ②NPO ③自ら開設) 学校学習田	農家 一般の方 市民農園 ①高槻市 ②NPO ③自ら開設) 学校学習田

④④ あなたが所有され、耕作されていない農地(所有不耕作)》

(問2)農地面積	(問3)所在地	(問4)農地の場所	(問5)接続道	(問5)用水確保状況	(問6)作付状況	(問7)貸出先	(問8)現状	(問9)農地の継続の見通し
1	大冠 五領	市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	現状のまま 自作を再開する 農地を貸す 一部売却 農業をやめる	荒地 駐車場 宅地	荒地 駐車場 宅地	現状のまま 自作を再開する 農地を貸す 一部売却 農業をやめる
2	大冠 五領	市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	現状のまま 自作を再開する 農地を貸す 一部売却 農業をやめる	荒地 駐車場 宅地	荒地 駐車場 宅地	現状のまま 自作を再開する 農地を貸す 一部売却 農業をやめる
3	大冠 五領	市街化 調整	有 無	水路 パイプライン 他	現状のまま 自作を再開する 農地を貸す 一部売却 農業をやめる	荒地 駐車場 宅地	荒地 駐車場 宅地	現状のまま 自作を再開する 農地を貸す 一部売却 農業をやめる

回答書 NO.2

農地の保全活用に対する意向調査(アンケート) 調査票 回答用紙(その2)  
(該当するものに○印)

問10 農業経営について

- ① 専業農家
  - ② 農業所得を主とする農家
  - ③ 農業外所得を主とする農家
- 問11 相続税の納税猶予について (複数回答可)
- ① 生産緑地で受けている。② 市街化調整区域の農地で受けている。
  - ③ 受けていない。

問12 農業の継続の見通しについて (複数回答可)

- ① 耕作を続ける。② 農地を借りて耕作面積を増やす。
  - ③ 農地を貸す。④ 農地を一部売却する。⑤ 農業をやめる。
- その他( )

問13 継続に必要なこと (複数回答可)

- ① 後継者の確保(家族の次世代が頑張ってほしい。)
  - ② 農作物の値段が上がってほしい。
  - ③ 接道や、水路のパイプライン化等など、基盤を整備してほしい。
  - ④ 生産性向上のため農地の賃借を進め農地が集約してほしい。
  - ⑤ 農地に係る税金について農業所得に原状税額としてほしい。
  - ⑥ 地域の人たちの農業に対する理解がほしい。
  - ⑦ 地域の人も農作業に参加してほしい。
  - ⑧ 市民の人たちの農業に対する理解がほしい。
- その他( )

問14 借地で耕作を増やすには (複数回答可)

- ① 自分が所有している農地から近い農地。
  - ② 安心して借りられる公的団体を交えた契約が大切。
  - ③ 基盤の整備が進んでいること。(接道など)
- その他( )

問15 農地を貸すには (複数回答可)

- ① 安心して貸せる公的団体を交えた契約が大切。
  - ② 貸出が解除できる決まりがルール化されていること。
  - ③ 基盤の整備が進んでいること。(接道など)
  - ④ 相続税納税猶予が適用されている農地を貸しても、引き続き猶予が継続されるよう、制度改正されること。
- その他( )

問16 農地の一部売却について (複数回答可)

- ① 経営規模縮小のため。
  - ② 相続。
  - ③ 土地を売却して、所得の安定を得るため。
- その他( )

問17 農地をやめると考えられるのは (複数回答可)

- ① 後継者がいない
  - ② 経営が赤字で、資金の持ち出しも限界
  - ③ 基盤整備が出来ていないので、労力がしんどい
  - ④ 農地が分散しており、労力がしんどい
  - ⑤ 地域の人たちの農業に対する理解がなく、ごみが捨てられる、騒音で苦情が出る等のため
- その他( )

問18 農地・休耕の要因について (複数回答可)

- ① 後継者がいない
  - ② 経営が赤字で、資金の持ち出しも限界。
  - ③ 基盤条件が悪いため。
- その他( )

問19 生産緑地について

- ① 増えていく。 ② 減っていく。 ③ わからない。

問20 生産が減っていく要因について (複数回答可)

- ① 今の耕作者が耕作をやめると、農業を継げる後継者がいない。
  - ② 宅地化して、土地利用を図り、収入を得る。
  - ③ 市街地の農地であり、水の確保など、営農基盤の確保が困難。
  - ④ 地域が農業に対する理解がなく、ごみが捨てられる、騒音で苦情が出る等のため。
- その他( )

回答書 NO.3

農地の保全活用に対する以降調査(アンケート) 調査票 回答用紙 (その3)

(該当するものに○印)

問 21 生産緑地制度に望むこと (複数回答可)

- ① 税制面(固定資産税・相続税)の現行制度を維持して欲しい。
  - ② 生産緑地を追加指定して欲しい。
  - ③ 他人の生産緑地の廃止に伴って面積要件(500㎡以上)を満たさなくなり、自らの生産緑地が廃止されないようにして欲しい。
  - ④ 買取申出が可能となるまでの期間(30年)を短くしてほしい。
  - ⑤ 身体的理由だけでなく、経済的理由で農業が継続できなくなった場合も買取申出できるようにして欲しい。
  - ⑥ 生産緑地を他の農家、NPO、(市民農園として)一般の方々等に貸し付けたい。
  - ⑦ 生産緑地を、⑥と同様に貸し付けたい。また、相続納税猶予が継続できるようにして欲しい。
- その他( )

問 22 農用地の保有について

- ① 持っている。 ② 持っていない。 ③ わからない。

問 23 農業振興地域に望まれること (複数回答可)

- ① 接道や、水路のバイパス化など、基盤を整備して欲しい。
  - ② 生産性向上のため農地の賃借を進め農地を集約化して欲しい。
  - ③ 農地に係る税金(固定資産税、相続税)について、現行制度を維持して欲しい。
  - ④ 農地の遊休化を防ぐため、農家以外の人や、企業、団体へ農地を貸す施策を進めて欲しい。
  - ⑤ 地域の住民が農作業、農地の保全活動に参加する施策を進めて欲しい。
  - ⑥ 農業の後継者問題や、新たな道踏計画などを踏まえ、地域の農家みんなが集まって農業を考える場が欲しい。
- その他( )

問 24 市民農園制度について

- ① 現在、市民農園として農地を貸している。
- ② 市民農園として農地を貸したいが、現在は貸していない。
- ③ 市民農園として、農地を貸すつもりはない。
- ④ 制度を知らない。

問 25 上記の間24で②とお答えになった方に (複数回答可)

- ① 市民農園として貸し出すと相続税の納税猶予を受けられなくなるから。
  - ② 市民農園として長期賃貸し付けても、相続税評価額が小さくならないから。
  - ③ 生産緑地の場合、市民農園として貸し出すと、相続時に買取申出ができなくなるから。
  - ④ 周りが水田の中で、市民農園を開設するのが難しいから。
  - ⑤ 市民農園として整備する費用の自己負担が大きいため。
- その他( )

\*最後に、高槻東部区域の農地のあり方について、何か、思われるところがありましたらご記入ください。

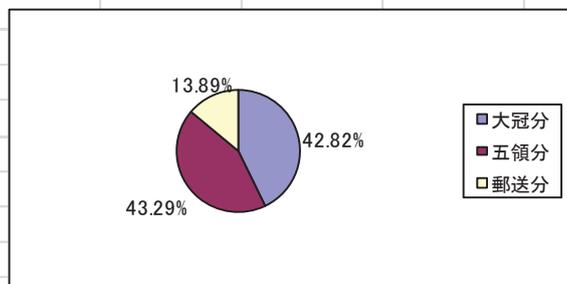
これで、アンケートを終わります。ご協力ありがとうございました。

## 【② アンケートの回答結果】

### ●調査票の送付数と回収数について

	大冠分	五領分	郵送分	合計
送付数	269	271	149	689
回収数	185	187	60	432
%	68.77%	69.00%	40.27%	62.70%

大冠分	185	42.82%
五領分	187	43.29%
郵送分	60	13.89%
合計	432	100.00%

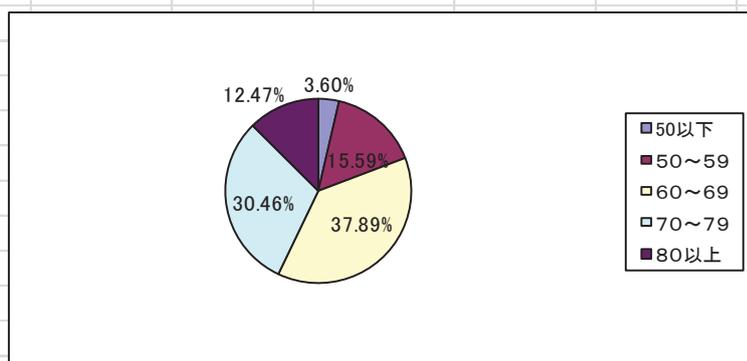


(問1) まず、あなたの年齢について、お伺いします。

- ①50歳未満 ②50歳から59歳まで ③60歳から69歳まで ④70歳から79歳まで  
⑤80歳以上のどれかに○をお願いします。

### ●農業主従事者の年齢構成

	50以下	50～59	60～69	70～79	80以上	合計	不回答
大冠	6	29	71	51	24	181	4
五領	7	24	65	62	21	179	8
郵送	2	12	22	14	7	57	3
合計	15	65	158	127	52	417	15
比率	3.60%	15.59%	37.89%	30.46%	12.47%	100.00%	



次に、あなたの農地の主たる耕作者とその従事者(家族を含む)について、お伺いします。  
主たる従事者は、①本人 ②妻 ③夫 ④父 ⑤母 ⑥息子 ⑦娘 ⑧その他の家族 ⑨貸主等まで列記しました。思われる答えに○をしてください。複数に○をしていただいて結構です。

## ●農業従事者

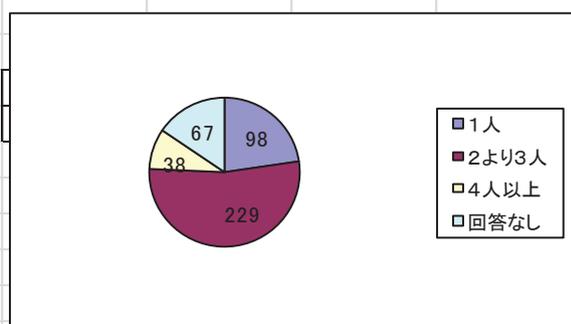
### (全体内訳)

	①	②	③	④	⑤	⑥	
年齢別	本人	妻	夫	父	母	他	合計
50以下	12	2	1	1	4	4	24
50～59	47	15	4	3	11	18	98
60～69	143	61	6	1	4	33	248
70～79	103	51	0	0	5	51	210
80以上	30	12	0	0	0	34	76
合計	335	141	11	5	24	140	656

また、農地の耕作に従事されておられる人数を、①1人 ②2人から3人 ③4人以上のどれかに○をお願いします。

### (従事者数)

	1人	2より3人	4人以上	回答なし	合計
合計	98	229	38	67	432
大冠	48	104	18	15	185
五領	35	89	15	48	187
郵送	15	36	5	4	60



問 2 から、問 9 までは、あなたが所有されておられる、又は、借りておられる農地を対象に、農地の状況を 1 区画ごとにお伺いします。

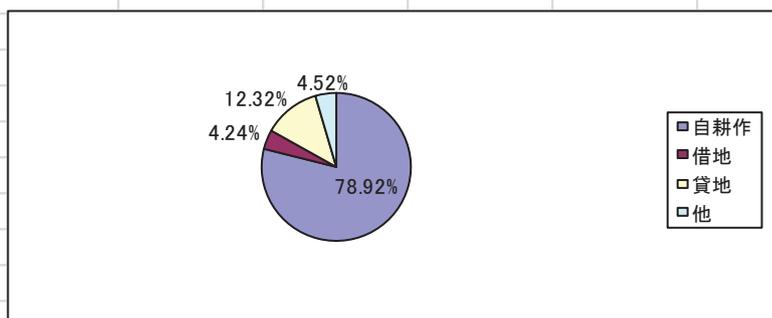
(問 2) あなたが、

- ① 所有され耕作されておられる農地(所有耕作)、
- ② 他の農家から借りて耕作されておられる農地(借地耕作)、
- ③ 所有され貸して他の人が耕作されておられる農地(所有貸出)、
- ④ 所有され耕作されておられない農地(所有不耕作)、

これら、対象となる全ての農地について、1 区画ごとに、農地面積をお書きください。(面積は概数の 100 m<sup>2</sup>単位、100 m<sup>2</sup>未満の区画は 10 m<sup>2</sup>単位で結構です。)

### ●土地利用別(耕作)状況

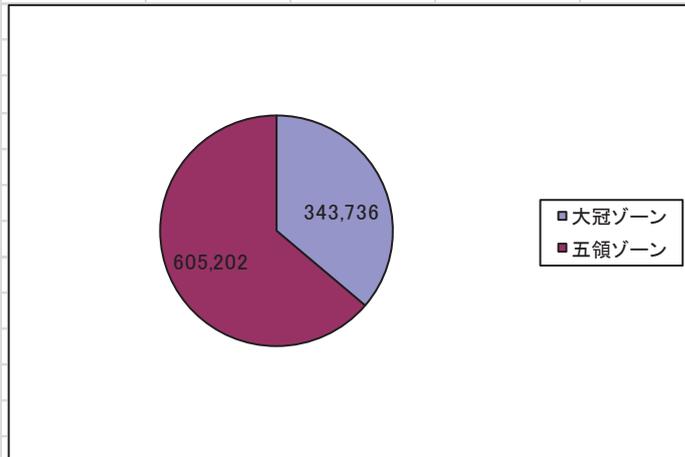
	自耕作	借地	貸地	他	m <sup>2</sup> 合計
大冠	256,724	7,562	49,992	12,326	326,604
五領	408,729	31,263	48,666	23,180	511,838
郵送	83,485	1,390	18,233	7,387	110,495
合計	748,938	40,215	116,891	42,893	948,937
比率	78.92%	4.24%	12.32%	4.52%	100.00%



(問3) 問2でお答えいただいた農地の所在地について、大冠地区、五領地区のいずれかに、○をお願いします。

●調査区域と回収時面積

	大冠分	五領分	郵送分	回収合計	現況エリア	単位: m <sup>2</sup> 調査比率
大冠ゾーン	294,128	1,800	47,808	<b>343,736</b>	536,200	64.11%
五領ゾーン	32,476	510,039	62,687	<b>605,202</b>	1038900	58.25%
合計	326,604	511,839	110,495	948,938	1,575,100	60.25%



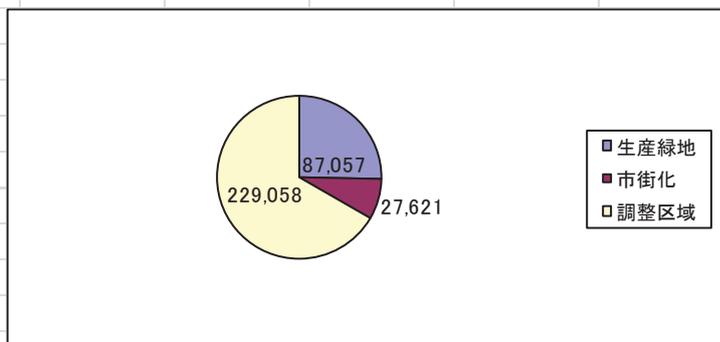
(問4) 問2でお答えいただいた農地について、農地のある場所をお答えください。  
 農地のある場所は、市街化区域内生産緑地(生緑)、市街化区域内の生産緑地でない農地(市街化)、市街化調整区域(農業振興地域)の農地(調整)のどれかに、○印をつけお答えください。

●全体の用途地域別面積

	生産緑地	市街化	調整区域	合計
面積 m <sup>2</sup>	123,318	39,930	785,690	948,938
比率 %	13.00	4.20	82.80	100.00

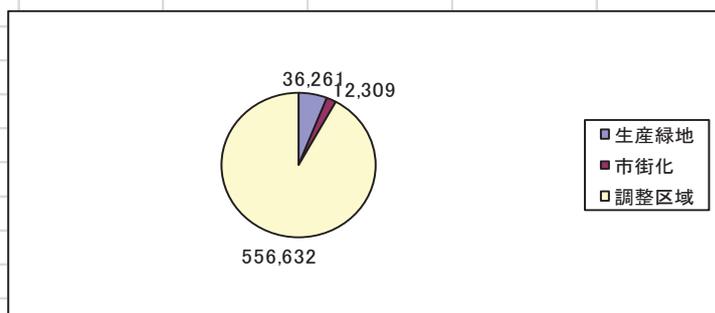
●A市街地エリア(大冠ゾーン)の用途区域別面積

	生産緑地	市街化	調整区域	合計
面積 m <sup>2</sup>	87,057	27,621	229,058	<b>343,736</b>
比率	25.33%	8.04%	66.64%	100.00%



●B農業振興エリア(五領ゾーン)の用途区域別面積

	生産緑地	市街化	調整区域	合計
面積 m <sup>2</sup>	36,261	12,309	556,632	<b>605,202</b>
比率	5.99%	2.03%	91.97%	100.00%

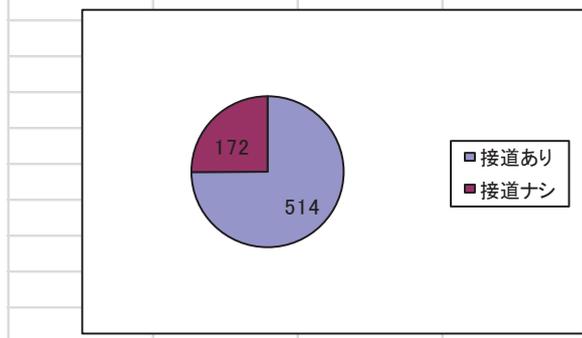


(問 5) 農地の整備の状況について、お尋ねします。問2でお答えいただいた農地について、接続道の有無、用水確保の状況について、お答えください。

接続道については、幅員2m程度の農道が農地に接続しており、軽4自動車を農地に横付けできれば 有 に○をしてください。横付けできなければ、無に○をしてください。

### ●接道

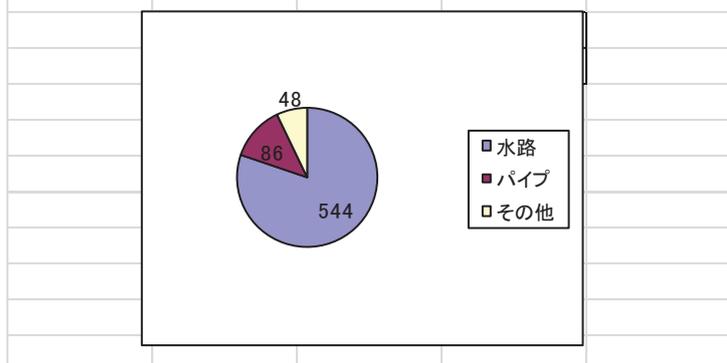
	接道あり	接道ナシ	合計
合計	514	172	686
大冠	196	65	261
五領	268	96	364
郵送	50	11	61



また、用水確保について、水路、パイプライン、その他の該当するものに○をしてください。

### ●用水

	水路	パイプ	その他	合計
合計	544	86	48	678
大冠	225	6	30	261
五領	268	73	16	357
郵送	51	7	2	60



(問6) 問2で、あなたが所有され耕作されておられる(所有耕作)、もしくは、あなたが他の農家から借りて耕作されておられる(借地耕作)、とお答えいただいた農地の各区画ごとに、作付け状況をお答えください。

米 野菜 果樹 花の該当する項目に○をしてください。複数回答有り。

●作付け状況  
(大冠)

	生産緑地			市街化区域			調整区域			合計
	米	野菜	他	米	野菜	他	米	野菜	他	
大冠地区	48	38	15	9	30	10	111	56	45	362
五領地区	1	1	0	0	1	1	8	2	1	15
合計	49	39	15	9	31	11	119	58	46	377
	13%	10%	4%	2%	8%	3%	32%	15%	12%	

米	177	47%
野菜	128	34%
果樹他	72	19%
合計	377	100%

(五領)

	生産緑地			市街化区域			調整区域		
	米	野菜	他	米	野菜	他	米	野菜	他
大冠地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五領地区	15	6	1	7	3	1	307	79	24
合計	15	6	1	7	3	1	307	79	24
	3.39%	1.35%	0.23%	1.58%	0.68%	0.23%	69.30%	17.83%	5.42%

米	329	74.27%
野菜	88	19.86%
果樹他	26	5.87%
合計	443	100.00%

(郵送)

	生産緑地区域			市街地区域			調整区域		
	米	野菜	その他	米	野菜	その他	米	野菜	その他
大冠地区	3	2	2	0	2	1	10	2	0
五領地区	4	0	0	0	1	0	26	4	1
合計	7	2	2	0	3	1	36	6	1
	12.07%	3.45%	3.45%	0.00%	5.17%	1.72%	62.07%	10.34%	1.72%

米	43	74.1%
野菜	11	19.0%
果樹他	4	6.9%
合計	58	100.0%

A pie chart illustrating the distribution of agricultural products. The largest segment is Rice at 74.1%, followed by Vegetables at 19.0%, and Other at 6.9%. A legend on the right identifies the colors: blue for Rice, red for Vegetables, and yellow for Other.

(合計)

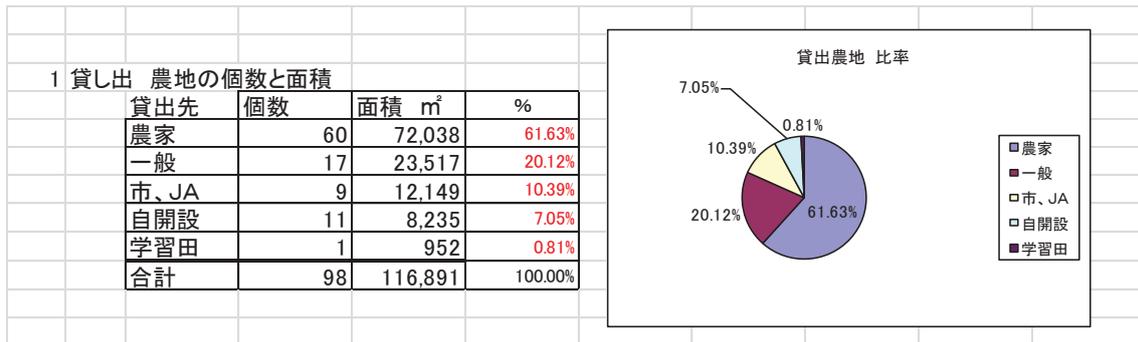
米	549	62.53	%
野菜	227	25.85	%
果樹	102	11.62	%
合計	878	100.00	%

(問7) 問2で、あなたの農地について、貸して他の人が耕作されておられると答えられた農地について、どこに貸しておられるのか、お答えください。

農家 一般の方 市民農園 学校学習田 の該当する項目に○をしてください。

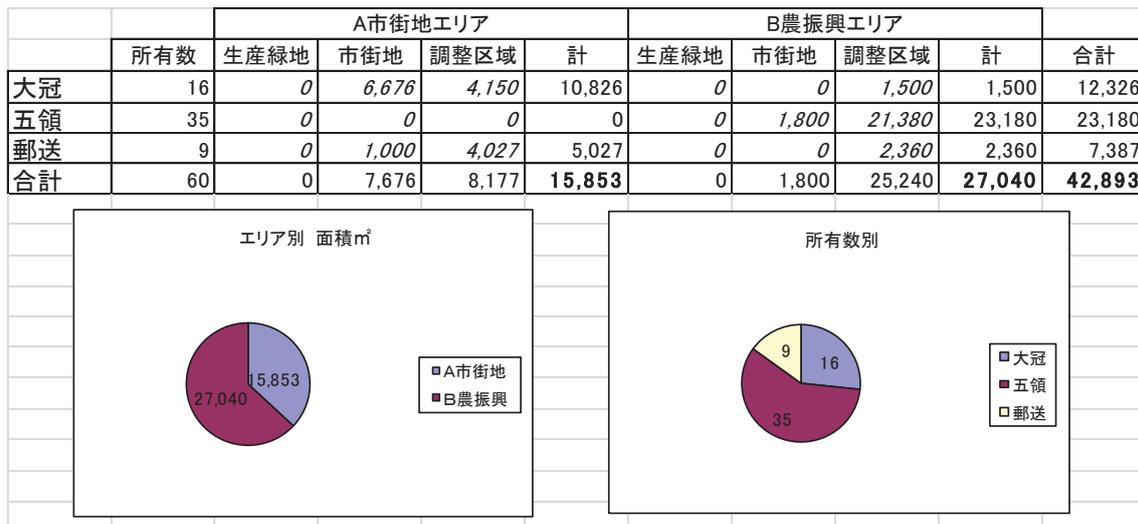
なお、市民農園と答えられた場合、貸付先について、①高槻市に貸し付け②NPO等に貸し付け③自ら開設し一般の方に貸し付けのどれに該当するか、該当する項目に○をしてください。

### ●貸し出し農地



(問8) 問2で、あなたが所有され、耕作されておられないと答えられた農地について、現状をお答えください。荒地 駐車場 宅地 の該当する項目に○をしてください。

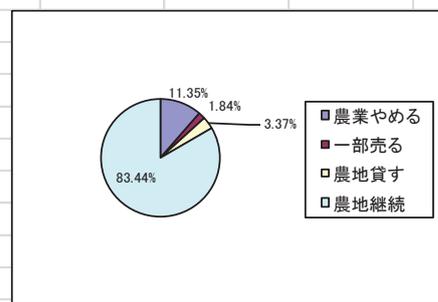
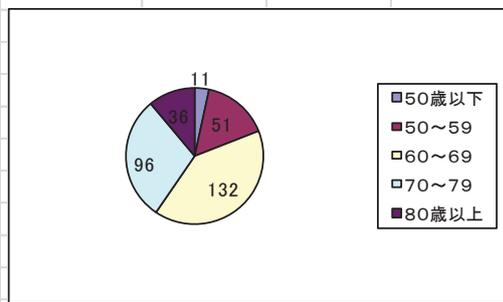
### ●所有不耕地面積



(問 9) あなたの農地の今後の継続の見通しについて、問い 2 でお答えいただいた、あなたが所有され耕作されておられる農地について、耕作を続ける、農地を貸す、農地を一部売却する、農業をやめる に該当する項目に○をしてください。

### ●意向の内容別比較

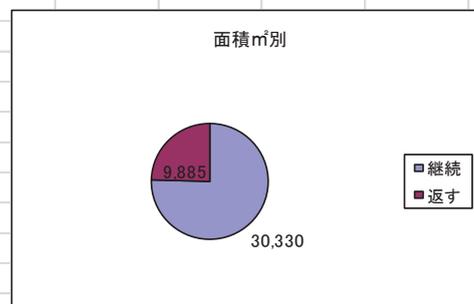
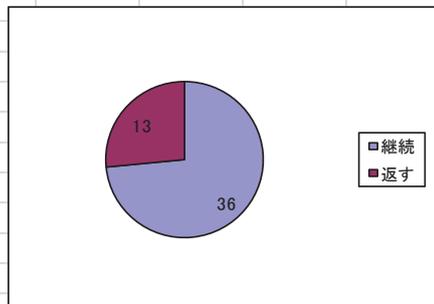
	50歳以下	50～59	60～69	70～79	80歳以上	合計	割合
農業やめる	1	5	13	15	3	37	11.35%
一部売る	0	2	2	2	0	6	1.84%
農地貸す	0	2	3	5	1	11	3.37%
農地継続	10	42	114	74	32	272	83.44%
合計	11	51	132	96	36	326	100.00%



次に、あなたが他の農家から借りて、耕作されておられる農地について、耕作を続けるのか、将来、農地を返すのか、該当する項目について、○をしてください。

### ●借地の継続

				Aエリア		Bエリア		合計
	継続	返す	合計	継続	返す	継続	返す	
大冠	7	4	11	4,810	2,752	0	0	7,562
五領	27	9	36	0	0	24,130	7,133	31,263
郵送	2	0	2	0	0	1,390	0	1,390
合計	36	13	49	4,810	2,752	25,520	7,133	40,215



その次に、あなたが所有され、耕作されておられない農地について、現状のままなのか、自作を再開するのか、農地を貸すのか、一部売却するのか、農業をやめるのか、該当する項目に○をしてください。

	現状	再開	貸す	売却	やめる	計
大冠	5	2	2	3	1	13
五領	24	4	2	1	8	39
郵送	6	2	2	2	5	17
合計	35	8	6	6	14	69

〔問 10 から問 18 まで、農業、農地のあり方について、お伺いしますので、各問ごとに、あなたご自身が思われる回答に○をしてください。〕

〔問 10 農業経営について〕 あなたの農業経営の状況についてお答えください。該当する項目に○をしてください。

① 専業農家	36人	8%
② 農業所得を主とする農家	12人	3%
③ 農業外所得を主とする農家	358人	83%
④ 無回答	26人	6%

〔問 11 相続税の納税猶予について〕 あなたの農地で、相続税納税猶予を受けておられるかどうか、お答えください。①～③に該当する項目に○をしてください。(複数に○をしていただいて結構です。)

① 生産緑地で受けている。	62人	14%
② 市街化調整区域の農地で受けている。	95人	22%
③ 受けていない。	250人	58%
④ 無回答	39人	9%

〔問 12 継続に必要なこと〕 あなたの、農地の今後の継続の全体的な見通しについて、お答えください。①～⑥に該当する項目に○をしてください。(複数に○をしていただいて結構です。) その他は、具体的にご記入ください。

① 耕作を続ける	297人	69%
② 農地を借りて耕作面積を増やす	5人	1%
③ 農地を貸す	73人	17%
④ 農地を一部売却する	52人	12%
⑤ 農業をやめる	74人	17%
⑥ その他( )	19人	4%
⑦ 無回答	21人	5%

(問 13 継続に必要なこと) 耕作を続けるには、どのようなことが一番必要か、お答えください。①～⑧に該当する項目に○をしてください。(複数に○をしていただいて結構です。)また、その他は、具体的にお書きください。

① 後継者の確保(家族の次の世代が頑張してほしい。)	284人	66%
② 農作物の値段が上がってほしい。	63人	15%
③ 接道や、水路のパイプライン化等など、基盤を整備してほしい。	121人	28%
④ 生産性向上のため、農地の貸し借りを進め、農地が集約化してほしい。	57人	13%
⑤ 農地に係る税金について農業所得に見合った税額としてほしい。	113人	26%
⑥ 地域の人たちの農業に対する理解がほしい。	55人	13%
⑦ 地域の人たちも農作業に参加してほしい。	6人	1%
⑧ 市民の人たちの農業に対する理解がほしい。	32人	7%
⑨ その他( )	19人	4%
⑩ 無回答	52人	12%

(問 14 借地で農地を増やすには) 農地を借りて耕作面積を増やすには、どのようなことが一番大切か。①～③に該当する項目に○をしてください。(複数に○をしていただいて結構です。)また、その他は、具体的にお答えください。

① 自分が所有している農地から近い農地。	119人	28%
② 安心して借りれる公的団体を交えた契約が大切。	95人	22%
③ 基盤の整備が進んでいること。(接道など)	86人	20%
④ その他( )	9人	2%
⑤ 無回答	216人	50%

(問 15 農地を貸すには) 農地を貸すには、どのようなことが一番必要か。①～④まで列記しました。思われる答えに○をしてください。(複数に○をしていただいて結構です。)また、その他は、具体的にお答えください。

① 安心して貸せる公的団体を交えた契約が大切。	218人	50%
② 貸出が解除できる決まりがルール化されていること。	138人	32%
③ 基盤の整備が進んでいること。(接道など)	80人	19%
④ 相続税納税猶予が適用されている農地を貸しても、引き続き猶予が継続されるよ う、制度改正されること。	130人	30%
⑤ その他( )	7人	2%
⑥ 無回答	124人	29%

(問 16 農地の一部売却について) 農地を一部売却すると考えられるのは、なぜですか。①～③まで列記しました。思われる答えに○をしてください。(複数に○をしていただいて結構です。)また、その他は、具体的にお答えください。

① 経営規模縮小のため	50人	12%
② 相続	119人	28%
③ 土地を売却して、所得の安定を得るため。	83人	19%
④ その他( )	28人	6%
⑤ 無回答	196人	45%

(問 17 農業をやめると考えられるのは) 農業をやめると考えられるのは、なぜですか。①～⑤まで列記しました。思われる答えに○をしてください。(複数に○をしていただいて結構です。)また、その他は、具体的にお答えください。

① 後継者がいない	245人	57%
② 経営が赤字で、資金の持ち出しも限界	111人	26%
③ 基盤整備が出来ていないので、労力がしんどい	55人	13%
④ 農地が分散しており、労力がしんどい	39人	9%
⑤ 地域の人たちの農業に対する理解がなく、ごみが捨てられる、騒音で苦情が出る等のため	42人	10%
⑥ その他( )	25人	6%
⑦ 無回答	113人	26%

(問 18 農地・休耕の要因について) 農地の休耕が、府内でも広がっています。なぜそうなるのか、①～③まで列記しました。思われる答えに○をしてください。(複数に○をしていただいて結構です。)また、その他は、具体的にお答えください。

① 後継者がいない	247人	57%
② 経営が赤字で、資金の持ち出しも限界。	100人	23%
③ 基盤条件が悪いため。	60人	14%
④ その他( )	21人	5%
⑤ 無回答	133人	31%

〔問 19 から問 21 まで、生産緑地のあり方について、お伺いしますので、各問ごとに、あなたご自身が思われる回答に○をしてください。生産緑地をお持ちの方も、お持ちでない方もお答えください。〕

〔問 19 生産緑地について〕 生産緑地は、これから増えていきますか。減っていきますか。①～③まで列記しました。思われる答えに○をしてください。

① 増えていく	29人	7%
② 減っていく	162人	38%
③ わからない	181人	42%
④ 無回答	61人	14%

〔問 20 生産緑地が減っていく要因について〕 問 19 で生産緑地が減っていくとお答えの方に、お聞きいたします。①～④まで列記しました。思われる答えに○をしてください。(複数に○をしていただいて結構です。)また、その他は、具体的にお答えください。

① 今の耕作者が耕作をやめると、農業を続ける後継者がいない。	243人	56%
② 宅地化して、土地利用を図り、収入を得る。	118人	27%
③ 市街地の農地であり、水の確保など、営農基盤の確保が困難。	47人	11%
④ 地域が農業に対する理解がなく、ごみが捨てられる、騒音で苦情が出る等のため。	50人	12%
⑤ その他( )	8人	2%
⑥ 無回答	134人	31%

(問 21 生産緑地制度に望むこと) 生産緑地制度に望まれることは、何ですか。①～⑦まで列記しました。思われる答えに○をしてください。(複数に○をしていただいて結構です。)また、その他は、具体的にお答えください。

- |   |      |     |
|---|------|-----|
| ① 税制面(固定資産税、相続税)の現行制度を維持してほしい。  | 186人 | 43% |
| ② 生産緑地を追加指定してほしい。   | 28人  | 6%  |
| ③ 他人の生産緑地の廃止に伴って面積要件(500 m <sup>2</sup> 以上)を満たさなくなり、自らの生産緑地が廃止されないようにしてほしい。 | 48人  | 11% |
| ④ 買取申出が可能となるまでの期間(30年)を短くしてほしい。   | 105人 | 24% |
| ⑤ 身体的理由だけでなく、経済的理由で農業が継続できなくなった場合も買取申出できるようにしてほしい。                          | 120人 | 28% |
| ⑥ 生産緑地を、他の農家、NPO、(市民農園として)一般の方々等に、貸し付けたままでも、相続時に買取申出できるようにしてほしい。            | 80人  | 19% |
| ⑦ 生産緑地を、⑥と同様に、貸し付けたままでも、相続税納税猶予が継続できるようにしてほしい。                              | 108人 | 25% |
| ⑧ その他( )  | 7人   | 2%  |
| ⑨ 無回答   | 127人 | 29% |

問 22 から問 23 まで、農業振興地域(市街化調整区域)の農地のあり方について、お伺いしますので、各問ごとに、あなたご自身が思われる回答に○をしてください。農業振興地域(市街化調整区域)に農地をお持ちの方も、お持ちでない方もお答えください。

農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図ることが必要な地域として、大阪府が指定するもので、高槻市においては、市街化調整区域と農業振興地域が同じ地域です。  
農用地区域とは、高槻市が定めた高槻市農業振興地域整備計画において、農用地として利用すべき土地として、用途区分を定めたものです。

(問 22 農用地の保有について) あなたは、農業振興地域(市街化調整区域)に農用地区域として指定された農地をお持ちですか。①～③まで列記しました。思われる回答に○をしてください。

- |          |      |     |
|----------|------|-----|
| ① 持っている  | 189人 | 44% |
| ② 持っていない | 68人  | 16% |
| ③ わからない  | 96人  | 22% |
| ④ 無回答    | 80人  | 16% |

(問 23 農業振興地域に望まれること) 農業振興地域の農地に対する施策として望まれることは、何ですか。①～⑥まで列記しました。思われる答えに○をしてください。(複数に○をしていただいて結構です。)また、その他は、具体的にお答えください。

① 接道や、水路のパイプライン化等など、基盤を整備してほしい。	151人	35%
② 生産性向上のため、農地の賃借を進め、農地を集約化してほしい。	64人	15%
③ 農地に係る税金(固定資産税、相続税)について、現行制度を維持してほしい。	186人	43%
④ 農地の遊休化を防ぐため、農家以外の人や、企業、団体へ農地を貸す施策を進めてほしい。	119人	28%
⑤ 地域の住民が農作業、農地の保全活動に参加する施策を進めてほしい。	36人	8%
⑥ 農業の後継者問題や、新たな道路計画などを踏まえ、地域の農家みんなが集まって農業を考える場がほしい。	54人	13%
⑦ その他( )	4人	1%
⑧ 無回答	104人	24%

問 24 から問 25 まで、市民農園制度についてお伺いしますので、各問ごとに、あなたご自身が思われる回答に○をしてください。

(問 24 市民農園制度について) まず、市民農園制度についてお尋ねします。①～④まで列記しました。思われる答えに○をしてください。

① 現在、市民農園として、農地を貸している。	17人	4%
② 市民農園として、農地を貸したいが、現在は貸していない。	47人	11%
③ 市民農園として、農地を貸すつもりはない。	154人	36%
④ 制度を知らない。	140人	32%
⑤ 無回答	89人	21%

(問 25 上記の間24で②とお答えになった方に) 上記の間 24 で②と答えた方にお尋ねします。市民農園として貸していないのはなぜですか。①～⑤まで列記しました。思われる答えに○をしてください。(複数に○をしていただいて結構です。)また、その他は、具体的にお答えください。

① 市民農園として貸し出すと、相続税の納税猶予を受けられなくなるから。	27人	6%
② 市民農園として長期間貸し付けても、相続税評価額が小さくならないから。	7人	2%
③ 生産緑地の場合、市民農園として貸し出すと、相続時に買取申出ができなくなるから。	6人	1%
④ 周りが水田の中で、市民農園を開設するのが難しいから。	26人	6%
⑤ 市民農園として整備する費用の自己負担が大きいから。	32人	7%
⑥ その他( )	6人	1%
⑦ 無回答	361人	84%

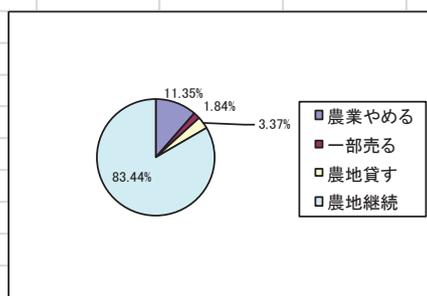
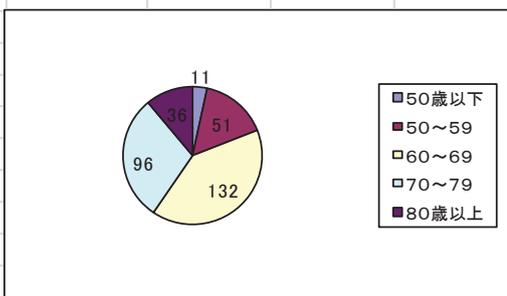
### 【③ アンケートの分析】

#### 分析1 (表①)自耕作者

##### 1・表①《問・9》のデータ処理

##### ①・意向の内容別比較

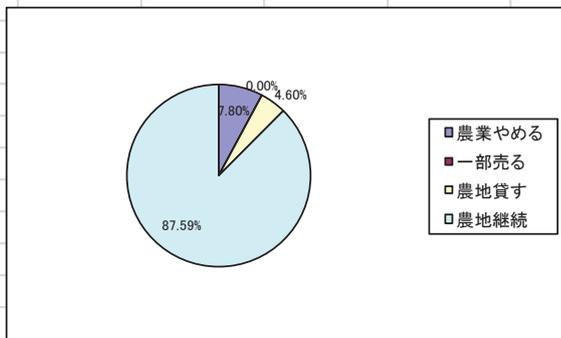
	50歳以下	50～59	60～69	70～79	80歳以上	合計	割合
農業やめる	1	5	13	15	3	37	11.35%
一部売る	0	2	2	2	0	6	1.84%
農地貸す	0	2	3	5	1	11	3.37%
農地継続	10	42	114	74	32	272	83.44%
合計	11	51	132	96	36	326	100.00%



② 意向内容とゾーン別面積比較

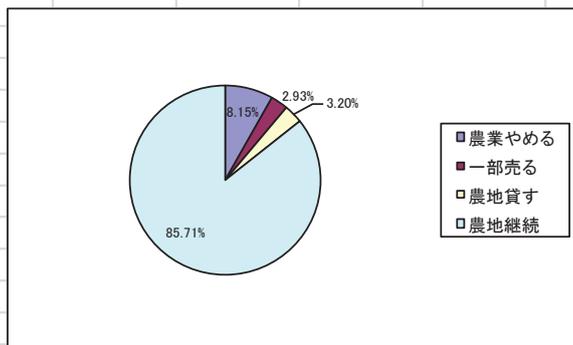
1 大冠ゾーン

	A市街地エリア				%
	市街化	調整区域	計		
農業やめる	7,475	4,164	8,967	20,606	7.80%
一部売る	0	0	0	0	0.00%
農地貸す	0	0	12,153	12,153	4.60%
農地継続	71,976	6,198	153,128	231,302	87.59%
合計	79,451	10,362	174,248	264,061	100.00%



2 五領ゾーン

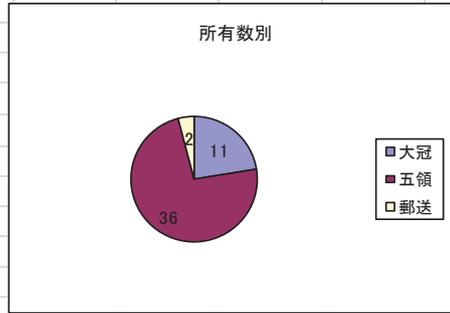
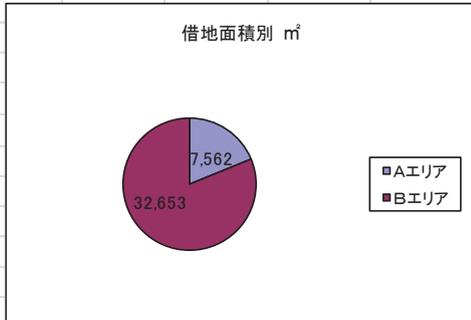
	B農振興エリア				%
	生産緑地	市街化	調整区域	計	
農業やめる	3,082	2,565	34,150	39,797	8.15%
一部売る	2,000	0	12,315	14,315	2.93%
農地貸す	0	0	15,641	15,641	3.20%
農地継続	26,429	7,071	384,970	418,470	85.71%
合計	31,511	9,636	447,076	488,223	100.00%



分析2 表②借地

1 表② 借地

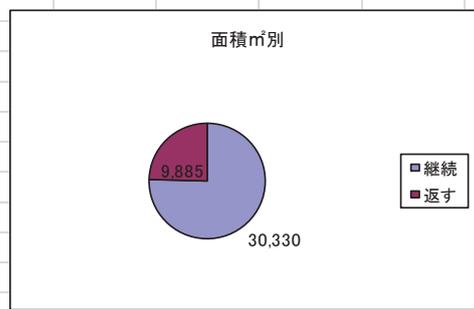
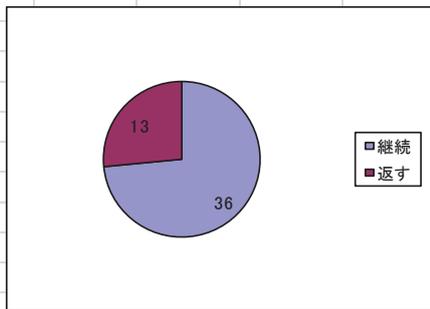
	所有数	A:市街地エリア				B:農振興エリア				合計
		生産緑地	市街地	調整区域	計	生産緑地	市街地	調整区域	計	
大冠	11	709	30	6,823	7,562	0	0	0	0	7,562
五領	36	0	0	0	0	2,000	664	28,599	31,263	31,263
郵送	2	0	0	0	0	0	0	1,390	1,390	1,390
計	49	709	30	6,823	7,562	2,000	664	29,989	32,653	40,215



2 借地の継続

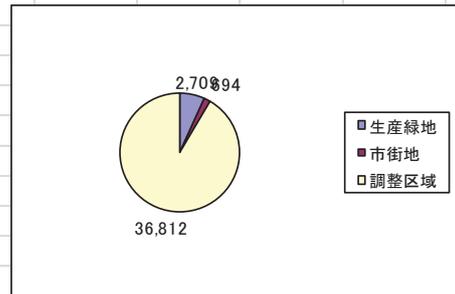
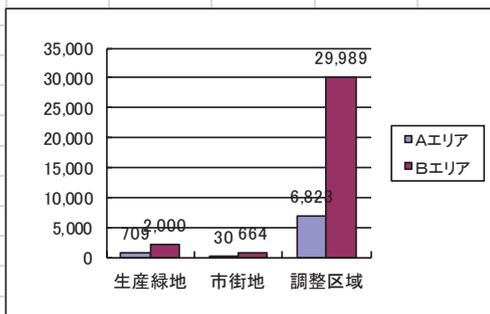
	継続	返す	合計
大冠	7	4	11
五領	27	9	36
郵送	2	0	2
合計	36	13	49

	Aエリア		Bエリア		合計
	継続	返す	継続	返す	
大冠	4,810	2,752	0	0	7,562
五領	0	0	24,130	7,133	31,263
郵送	0	0	1,390	0	1,390
合計	4,810	2,752	25,520	7,133	40,215



3 借地の用途区域別面積

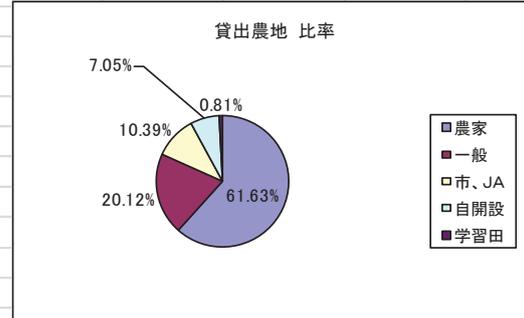
	生産緑地	市街地	調整区域	合計
Aエリア	709	30	6,823	7,562
Bエリア	2,000	664	29,989	32,653
合計	2,709	694	36,812	40,215



分析3 表③《問7》 貸出し農地

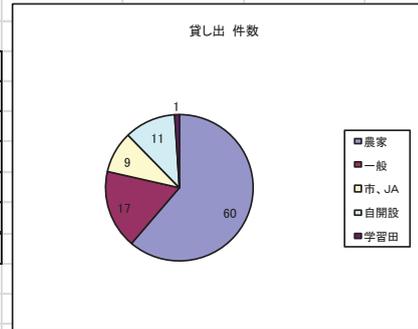
1 貸し出 農地の個数と面積

貸出先	個数	面積 m <sup>2</sup>	%
農家	60	72,038	61.63%
一般	17	23,517	20.12%
市、JA	9	12,149	10.39%
自開設	11	8,235	7.05%
学習田	1	952	0.81%
合計	98	116,891	100.00%



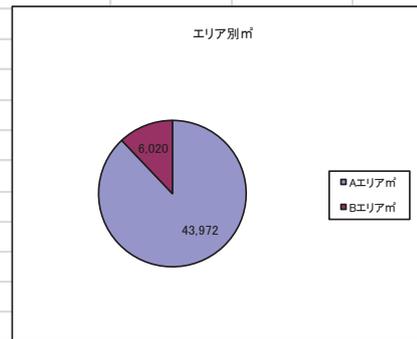
2 貸し出し先とエリア別面積

貸出先	個数	Aエリアm <sup>2</sup>	Bエリアm <sup>2</sup>	合計
農家	60	21,632	50,406	72,038
一般	17	15,207	8,310	23,517
市、JA	9	11,402	747	12,149
自開設	11	3,026	5,209	8,235
学習田	1	952	0	952
合計	98	52,219	64,672	116,891



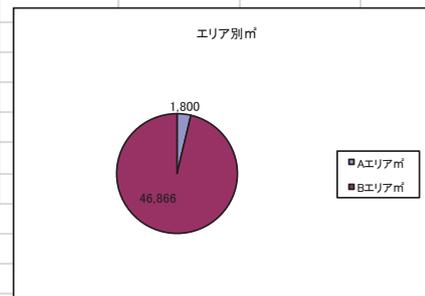
① 大冠地区

貸出先	個数	Aエリアm <sup>2</sup>	Bエリアm <sup>2</sup>	合計
農家	21	20,632	6,018	26,650
一般	7	9,060	2	9,062
市、JA	7	10,602	0	10,602
自開設	4	2,726	0	2,726
学習田	1	952	0	952
合計	40	43,972	6,020	49,992



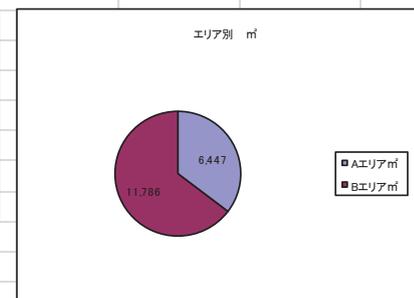
② 五領地区

貸出先	個数	Aエリアm <sup>2</sup>	Bエリアm <sup>2</sup>	合計
農家	33	1,000	37,001	38,001
一般	7	0	5,609	5,609
市、JA	2	800	747	1,547
自開設	4	0	3,509	3,509
学習田	0	0	0	0
合計	46	1,800	46,866	48,666



③ 郵送地区

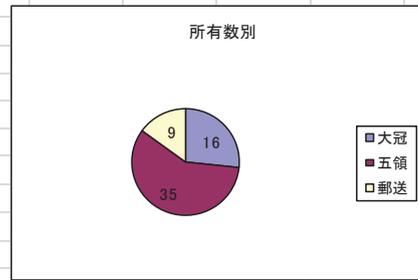
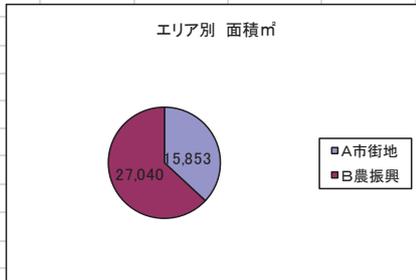
貸出先	個数	Aエリアm <sup>2</sup>	Bエリアm <sup>2</sup>	合計
農家	6	0	7,387	7,387
一般	3	6,147	2,699	8,846
市、JA	0	0	0	0
自開設	3	300	1,700	2,000
学習田	0	0	0	0
合計	12	6,447	11,786	18,233



分析4 表④ 所有不耕地

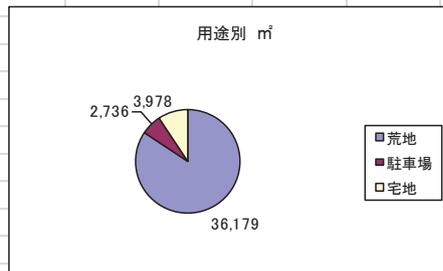
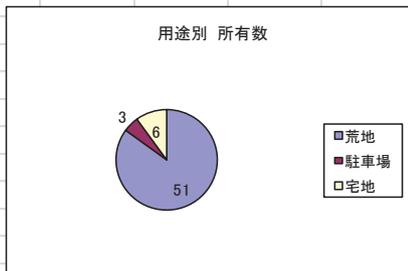
1・表④ 所有不耕地の面積

	所有数	A市街地エリア			計	B農振興エリア			合計	
		生産緑地	市街地	調整区域		生産緑地	市街地	調整区域		
大冠	16	0	6,676	4,150	10,826	0	0	1,500	1,500	12,326
五領	35	0	0	0	0	0	1,800	21,380	23,180	23,180
郵送	9	0	1,000	4,027	5,027	0	0	2,360	2,360	7,387
合計	60	0	7,676	8,177	15,853	0	1,800	25,240	27,040	42,893



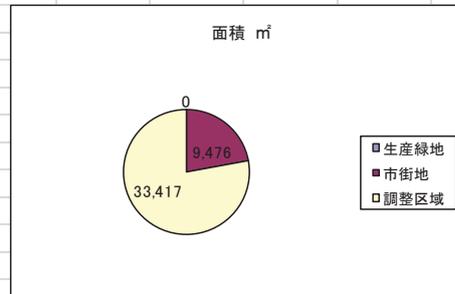
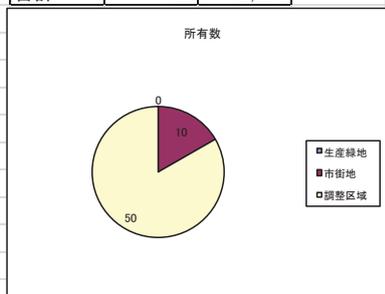
2・表④ 用途別面積と個数

	所有数	生産緑地	市街地	調整区域	合計
荒地	51	0	4,650	31,529	36,179
駐車場	3	0	1,575	1,161	2,736
宅地	6	0	3,251	727	3,978
合計	60	0	9,476	33,417	42,893



3・表④ 用途区域別面積と個数

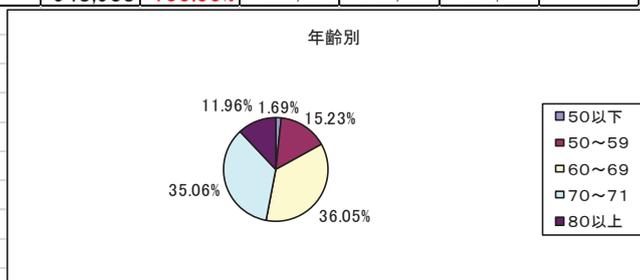
	所有数	面積㎡
生産緑地	0	0
市街地	10	9,476
調整区域	50	33,417
合計	60	42,893



分析5 問 農耕年齢と後継者（面積別）

1・農耕者年齢別、面積割合

年齢別	面積 m <sup>2</sup>	面積割合	面積内訳			合計
			大冠	五領	郵送	
50以下	16,067	1.69%	7,412	5,685	2,971	16,067
50～59	144,546	15.23%	55,267	64,093	25,186	144,546
60～69	342,128	36.05%	117,088	182,934	42,106	342,128
70～71	332,696	35.06%	104,782	203,015	24,898	332,696
80以上	113,502	11.96%	42,055	56,112	15,335	113,502
合計	948,938	100.00%	326,604	511,839	110,495	948,938



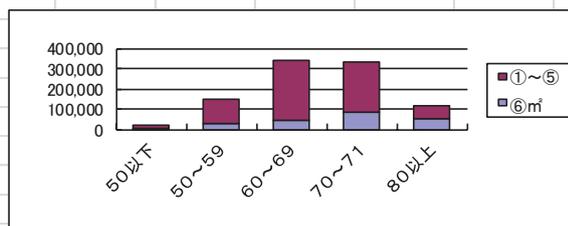
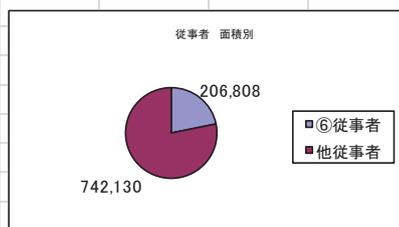
2・農耕従事者

① 全体内訳

年齢別	① 全体内訳						合計
	① 本人	② 妻	③ 夫	④ 父	⑤ 母	⑥ 他	
50以下	12	2	1	1	4	4	24
50～59	47	15	4	3	11	18	98
60～69	143	61	6	1	4	33	248
70～79	103	51	0	0	5	51	210
80以上	30	12	0	0	0	34	76
合計	335	141	11	5	24	140	656

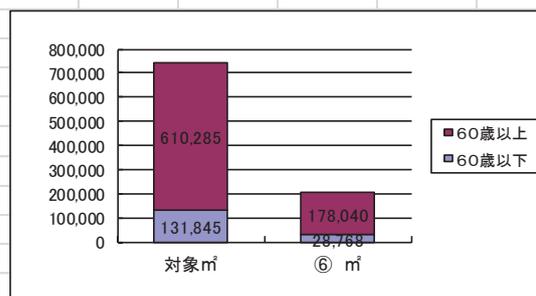
② 従事者年齢別の面積割合

年齢別	① (⑥の従事者)		③ (①～⑤)		面積内訳			合計
	面積 m <sup>2</sup>	⑥の面積	①～⑤	後継無	大冠	五領	郵送	
50以下	16,067	3,319	12,749	79.34%	570	1,263	1,485	3,319
50～59	144,546	25,449	119,096	82.39%	8,669	6,409	10,371	25,449
60～69	342,128	46,035	296,093	86.54%	16,150	27,168	2,716	46,035
70～71	332,696	81,415	251,280	75.53%	25,249	50,754	5,413	81,415
80以上	113,502	50,590	62,912	55.43%	19,225	24,549	6,816	50,590
合計	948,938	206,808	742,130	78.21%	69,863	110,144	26,801	206,808



③ 従事者（60歳以上且つ⑥を除く）面積割合

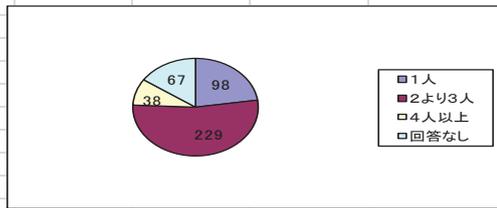
年齢別	① 全体m <sup>2</sup>	② 対象m <sup>2</sup>	②/①	⑥
60歳以下	160,613	131,845	82%	28,768
60歳以上	788,325	610,285	77%	178,040
合計	948,938	742,130	78%	206,808



分析 6 追加

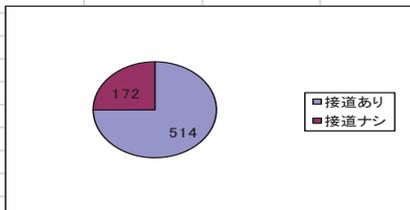
追加 問1-3 従事者数

	1人	2より3人	4人以上	回答なし	合計
合計	98	229	38	67	432
大冠	48	104	18	15	185
五領	35	89	15	48	187
郵送	15	36	5	4	60



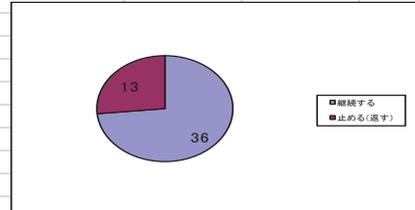
追加 問5-1 接道

	接道あり	接道ナシ	合計
合計	514	172	686
大冠	196	65	261
五領	268	96	364
郵送	50	11	61



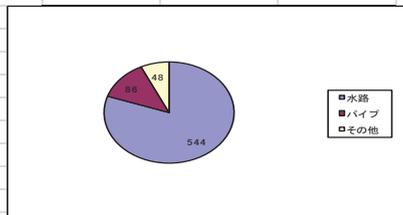
追加 問9 表2 借地

	継続する	止める(返す)	合計
合計	36	13	49
大冠	7	4	11
五領	27	9	36
郵送	2	0	2



追加 問5-1 用水

	水路	パイプ	その他	合計
合計	544	86	48	678
大冠	225	6	30	261
五領	268	73	16	357
郵送	51	7	2	60



	生産緑地	市街化	調整区域	合計
面積 m <sup>2</sup>	123,318	39,930	785,690	948,938
比率 %	13.00	4.20	82.80	100.00

米	549	62.53	%
野菜	227	25.85	%
果樹	102	11.62	%
合計	878	100.00	%

	現状	再開	貸す	売却	やめる	計
大冠	5	2	2	3	1	13
五領	24	4	2	1	8	39
郵送	6	2	2	2	5	17
合計	35	8	6	6	14	69

## 【④ アンケートの項目における意見】

### (問 12 農業の継続の見通しについて)

(大冠分)

- 貸し農園付宅地化
- 未定
- 農機具に金がかかる。高い米になる。
- 老後考え中。
- 後継者の都合による。農業を続けるのは難しい。
- 納税猶予が継続するならば農地を貸す。一部売却したい。死亡後の継続は困難。
- 機械が壊れたら、農業をやめる。
- 売却するも安いし、やめるにやめられない。

(五領分)

- 減反(休耕)する。
- 後継者無し。
- 畑のみ継続予定。
- 未定
- 病気で農業をやめる。出来ません。
- 全て売却したい。
- 調査日時点は、耕作を続ける。
- 体力、気力の続く間は続けたい。

(郵送分)

- 体が動く間は続ける。その後は、分からない。
- 借主が耕作可能なかぎり、継続。
- しばらくは耕作するが、いずれは売却したい。

(問 13 継続に必要なこと)

(大冠分)

- 近辺に土地ブローカーがおり、道路を広げろとか、駐車場にしろとか、土地をつぶしにかかっている。
- 相続税対策。
- 営農センターの業務委託料引き下げ。
- 家と家の間に田んぼがあり、困っている。
- 定年後の息子は、貸し農園を続けるかわからない。
- 現在、農協でされている田植や収穫のサービス。支援事業の拡大、継続。
- 空ビン、空缶、犬のフン等のゴミを捨てられる。

(五領分)

- 農機具のレンタル。
- JA 委託料の減額。
- 退職者を中心とする協同営農化。
- 農業機械が高いので、協同で買うようにしたい。
- 給水をパイプライン化(現在ポンプアップで)、改革整備。
- 水路確保が不足。
- 農機具の共有化、及び農作業の共同化。
- 相続税の評価額が高い。

(郵送分)

- 個人で継続は無理なので、会社が農業をすればよい。
- 自給自足や、食の安全性の向上と農家の役割を、行政にもしっかり理解してほしい。
- 環境が悪いので、改善してほしい。
- 相続税の納税猶予を受けると、身体的理由以外、一生やめられないしんどさを考えると、後継者にまかせる事をためらう。後をつぎやすいように、相続税の納税猶予を見直して下さい。

(問 14 借地で耕作を増やすには)

(大冠分)

- 借地までして、農業は続けない。
- 当地域では、借地までして耕作する面積も、経済的メリットもないと思う。
- 人材の確保。

(五領分)

- 耕作を増やさない。
- 借地の考えはない。
- 借地で耕作することはない。

(郵送分)

- 借りてまで農業をしたい者は、いないと思う。
- 該当なし。
- 借地しない。

(問 15 農地を貸すには)

(大冠分)

- 以前のように、20年の納税猶予に願いたい。現在は終身。
- 農地は他人に貸さない。
- 今は考えなし。

(五領分)

- 貸すこともない。
- 家族で楽しめる施設等の併設も必要。

(郵送分)

- 貸してほしいと思っている人が、本当にいるのか先に調査すること。
- 該当なし。

(問 16 農地の一部売却について)

(大冠分)

- 今は、考えていません。
- 売却はしない。考えていない。
- 後継者。
- 人手不足のため。
- 売却はしない。
- 考えていない。

(五領分)

- 新名神が通るため。
- 米の生産をしていないため。
- 第 2 名神の予定地のため。
- 公共事業による土地の提供を求められている為。
- 考えていない。
- 売却予定なし。
- 4 年前より病気で仕事ができないため。
- 都計道路用地。
- 現在、一部売却等については考えていない。
- 将来的には売却し、所得の確保を図りたい。
- 自分から売却しない。
- 考えていないから回答できない。
- 小作なので回答なし。

(郵送分)

- 考えていない。
- 新名神高速道路。
- 現在、考えていない。
- 該当なし。
- 売却しない。
- やむを得ず公的に売却のため。(道路)

(問 17 農業をやめると考えるのは)

(大冠分)

- 新しい農業機械の購入時の資金が大きいため。国が購入に応じて税金の控除を考えてほしい。
- 市街化区域に所在により。
- 高齢化。
- 息子はいるが、勤めているので私が頑張っている。
- 自分が元気なうちは考えない。
- 農薬散布。家が田に接しているところでは嫌がられる。もみ殻を焼いて、くんたんにする時に出る煙がぜんそくに良くない。

(五領分)

- 新名神が通るため。及び一部残が少なくなるため。
- 身体的理由。
- 灌漑と接道の整備がされないため、耕作が非常に困難である。
- 行政は農地を維持してくれと言うだけで行動がない。
- 場合によっては収入より支出が多く、継続する意味がない。
- やめる予定なし。
- 働きながらではむつかしい。
- 産廃業者による環境汚染の為。(騒音、ほこり)
- 土地を売却して所得の安定を得るため。
- 後継者にたくす。
- 仕事との両立が時間的にも労働的にも不可。

(郵送分)

- 考えていない。
- 高齢とともに、労力がしんどい。
- 山間地では、農業用機械が入らない。
- 該当なし。
- やめない。

- ①高齢、病気になり、体力的、経済的にしんどい状態になった時。
- ②相続時の税金。
- ③まわりが住宅地になり、やりづらい。
- 遠方に住んでいるので、通うのが不便。
- 後継者1人ではできない事もある。

**(問 18 農地・休耕の要因について)**

(大冠分)

- 新しい農業機械の購入時の資金が大きいため。
- 高齢化。
- 機械代赤字になる。
- 「国民の食糧は自国で生産する」といった気概が国にないから。
- 高い農機具を買って農業はできない。
- 家族の体調不良。

(五領分)

- 公害のため。
- 米の生産をしていないため。
- 休耕していない。
- 休耕地はない。
- 生産調整。
- 需給調整施策に基づく休耕(補償申し込みなし)
- 水の確保が困難。
- 仕事との両立が時間・労働的にも不可。

(郵送分)

- 若い人たちの農業離れと、重労働であると共に、特に、後継者がいないこと。
- 今の日本では、食べるものがありあまるほど有る。
- 該当なし。
- 減反のため。
- 体力的限界。
- 病気の場合。

(問 20 生産緑地が減っていく要因について)

(大冠分)

○相続税とのバランス

○前回の線引き見直しには、納得していない。強引に市街区域にしたため、営農環境の悪化で、生産緑地の減少は当然の成行きであろう。

(五領分)

○機械化に伴い、農業機械購入と米売却で採算がとれない。

○計画性のない都市計画。農地の公益性、公共性に対する認識がない。

(郵送分)

○途中で止めると、税金が高額となる。

○増えるのではないか。何故なら、処分するには基盤整備が必要となり、現状では価格が低いと考える。

○該当なし。

○まわりの環境が住宅地になり、騒音等で気がねする。

(問 21 生産緑地制度に望むこと)

(大冠分)

○特に要望なし。

○ぜひ相続同様に貸し付けたままでも相続税納税猶予を。

(大冠分)

○小規模農家としては希望することは何もない。

○あまり問題意識を持っていない。理解していない。

○よくわからない。

(郵送分)

○生産緑地に農地を所有していないので、よくわからない。

○もっと公平な税制にすべき。現行法での運用では買取は皆無で、住並課税者と比べ不公平。

(問 23 農業振興地域に望まれること)

(大冠分)

- 農地に係る税金、全て現行より下げてほしい。
- 遊休農地の保有者が、農業団体役員を出来ない様。

(五領分)

- よくわからない。

(郵送分)

- 農地を宅地化して、住宅や会社が建つのを認めないでほしい。

(問 25 市民農園制度について、市民農園として農地を貸したいが、現在は貸していないとお答えになった方に)

(大冠分)

- 貸すと自己所有農地がなくなる。
- 貸したいが、田んぼに行きにくい。水路を越えるようにすると、金がかかる。
- 市民農園利用者マナー悪く、迷惑をかけるから。
- 体験農園として、管理運営している。

(五領分)

- 駐車場の確保が必要。
- 将来的な話として。

(郵送分)

- 農地をめっちゃめっちゃにされる心配がある。

## 【⑤ 高槻東部地区の農地のあり方についての意見】 アンケートより

- 休耕地の多数は、接道が無い等の農地としての、最低条件がととのっていないのが原因である。
- 農地の区画整理等の基盤整備を早急にする必要がある。
- 田の区画整備をして農道・水路の整備を進め、若い後継者が受け継ぎやすい様にするべきである。
- 今後への農業政策としてのお願い
  - ・米の減反など言わず、作れるだけ作り国内であまった米、農作物は海外へ輸出する。その為に農林水産省の職員が一丸となって一部海外へのセールスに出向し、世界をまたに米、農作物の売却に向け努力する。又売却価格であればこの時、生産に対し国として補助金を出し国内で売る価格に見あう補助金を出してやる。
- 高槻東部区域の農地は将来農地所有者が安心して継続維持して行けるため市、市民、地域の協力をもってしなければ成り立たないと思います。狭い地域に農地、住宅、工場、その他混在しております。農地集約化は無理だと思えます。大都市大阪市に接し、又高槻市も35万人近い中核都市で有ります。よって市民参加の市民農園整備された観光農園地域へ移行された方が良いのではないのでしょうか。税金、相続税、農に対する各々の制約道路、取水等々問題は山積していますが、より良い緑地、空間、災害等避難場所市民健康維持の場として、(市)が先頭に立って指導していただきたいと思えます。私事ですが、農地2ヶ所を嵩上げ(約1m)して市農林課“ふるさと農園”の会員として市民農園をしていますが、嵩上げ、水道(水路)よりで電機ポンプで水汲み付きで総工事は、現在の入園料で約10年で消却出来ます。農地維持は可能です。
- 地区に水路にパイプラインを整備してほしい。
  - ・高齢者にとってポンプでの水揚は、大変です。  
家族がやっても、休みにすることになり、急に水が必要な場合には、対応できない。平日に誰でも水が入れる状況を作してほしい。
- 農作物をなぜ田畑で焼いてはいけないのか？！
  - ・有害物質ではありません。

○治水上、防災上、米の供給上に農地が不要ならば市街化区域にしていただきたい。

○これ以上開発が進まないでほしい。

- ・煙炭や焼却処分が出来ない。
- ・トラクターやコンバインの作業音や作業時間帯に気がつかう。

○都市農業のあり方からの検討が必要。

- ・生産緑地の相続税評価額から次世代への農業継続の見通し立たず。
- ・農地の保全活用困難点多い。
- ・このアンケート集荷、方向性を期待します。

○川、国道までの荒れ地を早く整備を。

○農地（水田）の維持継続を図るには安定した水利の確保が必要で、かつ効力を要せず女性でも管理できるシステム化が今以上に求められます。

土地改良区の財源は年々厳しくなり、農家の要望に応じて行くには、将来土地改良区の広域化、合併が避けて通れないと思われまますので、財源等将来的な運営方法等について必要に応じて組合員に情報提供し、理解できるよう努めて頂きたい。

○農協又は公共団体で組織を作り、農家の申出があればその土地を団体で管理し管理人員は高槻市内で60才以上（定年後）の人は現在健康な人が多いと考えまますので又人件費も安く出来又農協の管理技術があれば海外の安い悪い作物にまけない良質の農産物を市場に出し利益も充分取れるものと考えまます。

○高槻東部土地改良区殿に対して（①、②いずれも調整区域内）

- ① 用水路の上にある人の屋敷（冠小北）の高木や低木がたれさがり、水流の妨害をする又、学習田や水田は日陰となり、稲の生育に悪影響を及ぼす事例あり。剪定の伐採等の指導・勧告を定期的に行ってもらいたい。
- ② 行政に対して
  - ・調整区域内の開発行事は「原則認めない」を厳守してもらいたい。親族の居住宅、医療施設、介護施設、教育施設等の例外要件があっても「認めない」と貫いてもらいたい。これによって農業振興地域が守られるのです。

○生緑、調整田で、後継者のいない場合、荒れ地になる、その為土地改良区、農協等が新制度を考え耕作地を守ること。

- ・農業用水路の水質悪化、目立つ、原因は実行組合人の減少で水路清掃出来い為樋門も大雨の時だけ開き、その後は閉じたままにしてある

○1女（40才）子供（現在中1）農業を此先出来ない状況です。

○現在1部貸農園で貸出しているが、貸農園でも相続税の納税猶予が受けられるような制度にしてほしい。

○7. 8年前相続が発生した時大変困った。農地は市なみの評価額にしてほしい。

○水路について、昔は農家の協力で井路掃事をやっていましたが、農家戸数の減少等と宅地化が進み、農業用水路に流れる水量が少なく又、流れる水が無い事もあり、水の管理も大変と思いますが、流れる川の維持が出来ると地域住民も川を大切にしたいと考えています。

○高槻市の都市計画に明確なビジョンがあれば、もう少し農業もやりやすかったように思う。

○小規模の農地が大半で効率が悪く又農機具の購入や維持等に費用が掛る等、農業に関する負担が大きい。

○農地を守り育てる諸施策を今後とも継続してほしい。

- ・農地は豊かな自然の名残りだと思う。
- ・農空間の人の心に潤いを与えると思える。

○高槻市では当地区は営農地域とされていると聞きます。

- ・現在当地域におきましては灌漑水路の問題か？毎年8月になると水が廻りにくく十分に入水不可能である
- ・地区担当役員が苦勞されている所です。
- ・耕作地に対しての進入路がなく田植時期と刈り取り時期には非常に不便しております。

○道の駅等を作り野菜等直接販売出来地域の方全体が活性化出来る様にしたい。

○92才の主婦ですが今度農地の1部がアクセスのため売れたので両はしが残っていますが草が繁って始末にこまっております。私が居なくなれば息子が後について出来ませんのでその事を思案しています。

- 水路のパイプライン化等など基盤を整備して欲しい。
- 農業を継続して行くには、接道の整備、水の安定供給（パイプラインで来ているが、午前中は水量の少ない日がある）  
子供が水路に魚取り等をして遊んでいるが、中の広い水路には転落防止等の安全対策が必要ではないか。
- 水路のパイプライン化希望。
- 接道等の基盤の整備を願う。
- 五領地区においても休耕田がふえているように思います地区実行組合が力を合わせて休耕田の利用をして活用したいことを望む。
- 貸し農園をする場合は市又は地区の実行組合、農協が各農家を指導して下さいれば良いと思います。
- 赤字ばかりで、農業を営んでいくのは苦しい限りです。  
先祖からの土地を守るために営んでいますが、後継者問題あり。  
難しいと感じています。自分の体が動くうちかと考えていますが、将来の展望は全くありません。
- 現状遊休地が増えています。何か活用する対策を考えてほしい。  
今後高齢化により休耕田にする家が増える又後継者も農業をしても出費も増え何のメリットもない若い人はしんどい仕事をして収入も少なかったら働かない。休耕田の活用は今や企業が農業をして野菜などを作っています。是非休耕田活用を進める運動をしてほしい。
- 後継者に農業を引継がせたいのですが、今一番困っているのは取水の手間と時間です。米作りは機械化が進み作業時間も年々少なくなっています。  
取水に関しては何十年前と同じです。次世代に引継せるためには水田の取水の合理化が特に必要であると考えます。
- 小さな農地を集約し機械化できるぐらいに拡大し人力に頼らない農業を目指さないと今後は衰退するのみと考えられる。
- 農道（接続道）の整備強化  
休耕田の大半が接続道がない為であり整備する事で活用できる。

○高齢化と後継者不足が深刻になっている為所有農地を安心して貸付け出来るような基本政策をしっかりと立て農業を企業化してやっていけるような事をしないと農業は衰退し、荒地が増大するのではないかと心配をする。

- ・土地の集約化→所有農地貸付け出来る制度（一般・農家）
- ・企業化出来る農業→企業の農業進出（企業法人農家）

これにつきののではないかと、抜本的な施策を早急に立てて頂きたい

○先祖から受け継いだ農地なるべく無くす事は心苦しく思っています。

でも近頃は米の値段と他の品物では生活が出来ません。それでは生活ができなくなる為に農地を売却しなければならないのが現状です。

○農業は収益が上がらずしんどいだけについては条件さえよければすぐにでも農地を売却したい。

○農地転売の自由化を得策に於いて実施化を

○五領地区の市街化調整区域の農地について今後十三高槻線や新名神関連道路の完成に伴い沿線での無秩序な開発が想定されるため、営農環境を守る取り組みが大事と思われる。

○昔ながらの農地で、市民農園等新しい事を始めると地域からの反発苦情等が多くやりにくい！農地をする者が老いてきて水やりが大変である！

○兼業農家が増えている中で、若い世代に兼業でも夢を持てるような施策を更に考えてほしい。そうすれば後継者も育つと思います。

○稲刈後の地焼きが出来ない。何をしてもいちいち文句をうるさく言われて作っていくのが大変です

○用水路の樋門係について私の所有する農地が一番低い所にあり樋門係の人が高い土地を基準に樋門を設定する為一度水が満杯になると排水出来なくなる。樋門係に常時農地の水管理を徹底するよう指導して欲しい。

○市民農園として貸出されている耕作者への農業マナー（トイレ、雑草除り処分、畦畔道の通行や境界のけずりとり、出庫、自転車、バイクの乗り入れ、不用物の持ち込みや設置など）を徹底して頂きたい。（廻りの農家は大変な迷惑を受けている。）

○安定した農業政策がTPP問題を契機に政府を柱に関係機関の努力を望みます。

○農業をしたいと思う人が農業を営みやすい環境作り

- ・ 農業をしたくない人が農地を有効活用するための企業等への貸出の促進
- ・ 上記を推進するための農地の環境整備

○高齢となり現状を維持するのが困難になっています。出来る限り早く公的な活用を願いたいと常に望んでいます。

○農業経営の効率化を企むためには広域農地が必要と思うが当地域では各農家が昔ながらの相続で狭い農地を長々所有しているのが現状である。

○農家が飯米を得たいだけで自作している従来型農業を卒業して広域営農を可能にする組合又は会社を設立して各農家は農地の出資者となるような強力な国家施策が必要である（雇用拡大にも継ながら）

- ・ 減反や趣味の農園化は愚策の最たるものである。
- ・ 農地はこれからの日本の食料を生み出すものにしなければならないと思う。

○基盤整備（道路・水路・パイプライン等）出来るだけ早く進めてほしい。

○水路のパイプライン化を強く希望します。後継者が農家を実施するため。

○環境が悪くなっている空き缶を道路沿いの私の柵のところによく捨ててある。

- ・ そのうち工場地域になるのでは・・・
- ・ 相談する窓口がほしい（やめる貸し出す等）

○5年位前、地域や各農家への意向打診もない中配送センター計画で土地の売却をせまられたことがある。たとえ一軒でも農業を続けたい意向があれば尊主してもらいたい。近年の温暖化に歯止めをかける一助でもあり、農業者を（たとえわずかな面積でも）守っていただきたい。

○生産緑地にして固定資産税は安くとも相続税を支払うため売却するか納税猶予を受けて一生やめられない事になるか後継者は悩んでいます。

国として農地を残していこうとされるなら税制面の見直しをお願いしたいです。納税猶予を受けて農業をやめようと思った時相続税の利子もさかのぼって払う事を考えると子どもに農業を継がせるのはためらいます。利子分の利率も高くいくらかの免除でもして頂かないと後継者の不安は増すばかりです。農業を一生やめられない重荷になるのでは農地の数も減ってくると思います。

農業をやめなくてはいけない時も何年間農業したら免除になるような法律にしてほしい。

- ・一生病気以外やめられない法律なんて厳しすぎます。
- ・後継者になっても仕事や結婚等で農地の近くに住んで管理できる人は少ないと思います。
- ・家族だけで代々守っていくのはしんどくなるのではないのでしょうか。

○相続を機に、農地を取得しましたが、自宅から農地まで時間がかかる為毎日通うことはできません。できれば、近辺の方に借りて頂けると良いかと思っています。いずれは売却するかもしれませんが、それまでの間安心して貸せるシステムがあれば良いと思っています。

○市街地化に対応しまして、一部市民農園として大塚に住む弟の嫁に野菜作りをやっておりましたが、これも年齢でやめております。

○稲作だけにしか適用しにくい土地を農業専用地域にすることが問題なんだ都市計画をもっと真剣に考えよ！調整地域とは何のための調整なんだ、無計画な政策だ！

## 【⑥ 農地の現地調査結果】

(No.1 大冠1)

- 1 当例の特徴 ・ 市街地近くの生産緑地・事例1（遊休化農地）
- 2 駅までの距離 ・ 1.0km強 （阪急高槻市駅）
- 3 周囲の環境 ・ 阪急駅までは、徒歩圏内で、戸建て住宅密集地内  
・ 隣接農耕地（生産緑地）を含めると約6,000㎡の緑地空間  
・ 小学校に近接
- 4 土地の状況
  - ① 接道 ・ 市道＋里道
  - ② 用排水 ・ 水路
  - ③ 耕作等 ・ 遊休地として、3年目となる



- ④周囲の環境状況 市立西冠小学校のそば
- ⑤遊休農地(田3枚2,500㎡のうち1枚)
- ⑥農地の保全方策 防災農地の可能性あり

(No.2 大冠2)

- 1 当例の特徴 ・市街地近くの生産緑地・事例2 (体験型管理農園化)
- 2 駅までの距離 ・1.5 Km
- 3 周囲の環境 ・市街化の戸建て住宅密集地で、空間として3,000㎡
- 4 土地の状況
  - ① 接道 ・市道+里道
  - ② 用排水 ・水路2方
  - ③ 耕作等 ・生産緑地と月極駐車場として一括土地活用  
・農園1400㎡で、自畑地と体験型管理農園として活用  
(近隣住民参加型農園、農園主の労務が大)



- ④ 周囲の環境状況 ・住宅地の真ん中。
- ⑤ 耕作状況
  - ・生産緑地1,400㎡ 体験型管理農園(練馬方式)
  - ・親から、2,800㎡を相続し、半分は駐車場、半分を生産緑地。
  - ・会員は、15名。駐車場の借主など、近所の人が大半。

- ・農園主が、農地の半分は、自分で耕作。半分を体験型市民農園で運営。
- ・作付計画(作物、作付場所、ローテーション等)は、農園主。
- ・苗は、農園主が手配。下耕作、元肥料は農園主。追肥は個人。
- ・農薬利用の場合、個人から農園主に届け出。
- ・栽培管理(水やり、肥料、農薬)は個人。
- ・収穫物は個人が持ち帰り。販売は無し。
- ・ほぼ契約は、継続されている。
- ・借り手は、70代がほとんど。60代は僅か。農園まで歩いてくる人がほとんど。(地元密着型)
- ・駐車場、トイレ、水洗い場(水道)はなし。用水路、道具の置き場はあり。
- ・体験型管理農園は、農園主にとって、とても手間のかかる仕事。  
高槻では、ほとんどなし。手間がすごい。貸しっぱなしが現実。
- ・納税猶予を受けている。3年に一度、市役所が現地確認。農業委員会の  
証明書を添付して、税務署に報告。
- ・固定資産税 駐車場 1,400 m<sup>2</sup> 生産緑地 1,400 m<sup>2</sup>
- ・昭和52年頃までは、田1枚だった。H4ごろ、生産緑地の制度がスタートすると同時に、生緑指定を受けている。

⑥農地の保全方策 市民農園(体験型管理農園)の継続

(No.3 大冠3)

- 1 当例の特徴
  - ・大冠南西部の市街化農地域帯
- 2 駅までの距離
  - ・3.5～4.0km
- 3 周囲の環境
  - ・幹線道路が高架で、平地利用が制限されている
  - ・芥川と高架橋に挟まれた区域
- 4 土地の状況
  - ① 接道
    - ・農道+里道
  - ② 用排水
    - ・水路
  - ③ 耕作等
    - ・所有者は、芥川右岸の地区外者が多い
    - ・接道部分のみ宅地化が進み、接道ナシが農地として残る



- ④ 用排水路の状況
  - ・幹線水路に、隣接。
- ⑤ 周囲の環境状況
  - ・高速道路のそば。徐々に開発(開発)が進んでいる。
- ⑥ 耕作状況
  - ・農地が残存しているが、徐々に転用が進んでいる。

- ・隣接する幹線道路が高架のため、残った農地。
- ・土地利用で取り残された農地。開発から取り残された農地。
- ・整備されたかんがい施設(水路)が無駄になっている。
- ・ほぼ生産緑地。生産緑地に果樹を植えている畑あり。

(意見)開発は、4m以上の道路に接道している農地のみ。接道していない農地は、残るのでは。

(意見)開発(転用)する場合、4.4mの幅員が必要。(市道認定のため) 接道していない農地は、接道している農地と、一緒に売却するしか、利用の方法が無い。

(No. 4 大冠 4)

- 1 当例の特徴 ・ 淀川沿いの調整区域・貸し農園事例
- 2 駅までの距離 ・ 4 k m
- 3 周囲の環境 ・ 淀川の堤防近くの調整区域。改良区の最西南端  
・ 淀川のスーパー堤防予定地を含む。
- 4 土地の状況
  - ① 接道 ・ 一部なし、他は農道+里道
  - ② 用排水 ・ 水路
  - ③ 耕作等 ・ 湿地帯で、農地盤の嵩上げナシでの農園

(水没被害がある)



④ 耕作状況

- ・ まとまった農地の中で、市民農園を開設している事例。
- ・ 土地を市民に貸してる貸し農園の事例。(指導なし)
- ・ 近くの住宅から自転車で通園している。

(意見)調整区域の農地の利用方法の一例。貸し農園で収入があると、納税猶予は無理。

- ⑤農地の保全方策 市民農園の開設。防災農地の可能性あり。

(No.5 大冠5)

- 1 当例の特徴 ・ 淀川沿いの南地区・調整区域帯
- 2 駅までの距離 ・ 約4.5 km (対岸の枚方との交流あり)
- 3 周囲の環境 ・ 淀川水運として、開けた地域。枚方大橋北詰めでの交通便が良い  
・ 市街地と淀川に挟まれた農地。福祉施設の転用もある

4 土地の状況

- ① 接道 ・ 持ち出し農道
- ② 用排水 ・ 水路
- ③ 耕作等 ・ 市街化に挟まれた調整区域であることから、農地転用が多い



④ 耕作状況

- ・ 一部の農地で、農地法5条による開発(転用)申請済み。
- ・ 特別養護老人ホームを予定。1年間、農地が遊休化して、放置されたまま。
- ・ 学校などの公共施設が設置された後、かろうじて農地が残っている状態。
- ・ 将来、淀川のスーパー堤防計画により、セットバックの必要があり、農地もさらに改廃・転用される見込み。

(意見)昔は、道路と排水路があれば、すぐに転用(開発)された。今は、社会情勢が変化し、少し違う。

(No.6 大冠6)

- 1 当例の特徴
  - ・ 淀川沿い、南東地区
  - ・ 市街化に隣接する調整区域・その1
- 2 駅までの距離
  - ・ 約3.5km
- 3 周囲の環境
  - ・ 事例5と同じく、堤防と市街化区域に挟まれた区域
  - ・ 高層化された公営住宅と戸建て住宅に隣接している
- 4 土地の状況
  - ① 接道
    - ・ 市道と里道 一部接道ナシ
  - ② 用排水・水路
  - ③ 耕作等
    - ・ 稲作、畑、貸し農園、休遊農地が混在している
    - ・ 旧態の区画地が残る



- ④ 周囲の環境状況
  - ・ 高層住宅、淀川堤防等に囲まれている。
- ⑤ 耕作状況
  - ・ 農地が団地として所在しているが、農道等が未整備のため、一部遊休化している。
  - ・ 接道が無くても、玉ねぎ等が作付されている農地あり。同じ地主が所有しているためと考えられる。追加調査の必要あり。
- ⑥ 農地の保全方策 防災農地の可能性あり

(No. 7 大冠 7)

- 1 当例の特徴 ・ 市街化に隣接する調整区域 ・ その 2
- 2 駅までの距離 ・ 約 3 k m
- 3 周囲の環境 ・ 事例 6 と同じく、商店混じり市街化された区域に隣接する  
・ 旧集落近くの農地が調整区域として残る
- 4 土地の状況
  - ① 接道 ・ 市道と里道 一部接道ナシ
  - ② 用排水 ・ 水路
  - ③ 耕作等 ・ 貸し農園、畑地と小区画の稲作地が混在している  
・ 旧態の区画地が残る



④ 耕作状況

- ・ 旧集落の近辺(冠中学校そば)で農地が残存している例。
- ・ 耕作は、されている。
- ・ 集落(住宅)のそばに農地があり、開発できない農地。

(意見) やむを得ず残っている農地と言える。

(意見) 昔は、家のそばの農地は、耕作地として非常に利便性が高かった。

(意見) 現在、取り残された農地として存在する。

(意見) このようなところしか、田として残らない。

(意見) 大冠地区の市街化調整区域(都市部のそばの調整区域)の、現在の残存農地の特徴です。

(No.8 大冠8)

- 1 当例の特徴 ・ 檜尾川右岸沿いの調整区域帯
- 2 駅までの距離 ・ 2 km弱
- 3 周囲の環境 ・ 事例7よりも、中心市街地に近く、JR新幹線が通過している  
・ 住宅市街地が目前に密集している地区。JA営農センターがある
- 4 土地の状況
  - ① 接道 ・ 農道（狭い）+里道 一部ナシ
  - ② 用排水・水路
  - ③ 耕作等・貸し農園、畑地と小区画の稲作地が混在している  
・ 旧態の区画地が残る



④ 耕作状況

- ・ 檜尾川の改修により生み出された開墾農地であり、農地の団地としてのまとまりもあり、耕作が続けられている。
- ・ 都市計画により、調整区域として残された農地である。

- ・近接して、JAの営農センターが設置されている。
- ・ほ場整備等の基盤整備は実施されていない。
- ・現在ある農道も里道を拡幅した程度であり、接道のない農地が多い。

(意見) 将来に向けたまちづくりの中で、農地の位置づけが難しい地域。

(意見) 農地を所有している人は、地元の農家。市街化区域の農地と調整区域の農地を両方所有し、市街化区域内農地を売却し、所得を得て、調整区域の農地を維持している。

(意見) 今の農家は、土地に対するこだわりがあると思う。農地を現状のままで残していきたい。農地の触ってほしくないという気持ちが強いのではないか。

(意見) 市の政策が問われることになる。都市的用途に誘導していくのか。農空間として維持するため、整備を進めるのか。

(No.9 五領1)

- 1 当例の特徴
  - ・ JR 京都線と阪急線に挟まれた調整区域帯
- 2 駅までの距離
  - ・ 約 2.5 km
- 3 周囲の環境
  - ・ 従前は、消防車の進入も困難であった地域
  - ・ 今日、新名神関連で、成合 J C までのアクセス道路の整が始まっている
- 4 土地の状況
  - ① 接道
    - ・ 一部農道、他は狭い里道。
  - ② 用排水
    - ・ 水路 \* パイプライン
  - ③ 耕作等
    - ・ アクセス道路の整備に伴って、土地利用が様変わりする
    - ・ 接道以外の農地は、旧態で未整備で残る



- ④ 周囲の環境状況
  - ・ JR 東海道線、阪急京都線に囲まれている。
  - ・ 新名神高槻 J C からの東バイパス道路(都市計画道路牧野・高槻線に代わる道、国道 171 号線まですべて高架)、JR 東海道線に沿った側道などが今後、新しく整備される予定、一部、工事が始まっている。

⑤ 耕作状況

- ・ 現在、耕作されているが、基盤整備が未整備であり、農地の接道が課題である。

(意見) JR と阪急に囲まれて道がなかったが、今後道路の整備が進むと、様々な土地利用が考えられ、これからの土地利用をどうするのか、地元のまとまりによる方向付けがどうなるのか。

(No.10 五領2)

- 1 当例の特徴 ・ 上牧地区、農用地指定区域
- 2 駅までの距離 ・ 約4.5 km (阪急上牧駅まで、約2 km)
- 3 周囲の環境 ・ R171号線から、南の淀川堤防まで、30haの農空間  
・ 農用地に指定されているこの区域の中を新名神が通過する  
・ この事業が農用地を減じて、2分割することから、農用地としての活用が今後、問われる
- 4 土地の状況
  - ① 接道 ・ 一部なし 農道あり
  - ② 用排水 ・ 一部なし。水路
  - ③ 耕作等 ・ 大半が稲作であるが、遊休地と貸し農園が近年増加傾向にある  
・ 農業の維持継続について、(高齢化、後継者問題等)この地域が農用地指定であることから、クローズアップされる



④ 周囲の環境状況 将来、新名神が建設され、地区の農地が分断される。

⑤ 耕作状況

・現在、耕作されているが、基盤整備が未整備。

(意見) 道路建設の後、地域に分断されて残る農業振興地域農用地の農業的利用をどう維持するのが最大の課題。

(No. 1 1 五領 3)

- 1 当例の特徴
  - ・ 上牧地区に隣接する調整区域帯
- 2 駅までの距離
  - ・ 約 4. 5 k m
- 3 周囲の環境
  - ・ No. 1 0 と同様であるが、変電所施設に挟まれた区域帯
- 4 土地の状況
  - ① 接道
    - ・ 農道+里道 一部なし
  - ② 用排水
    - ・ 水路 一部ナシ
  - ③ 耕作等
    - ・ ため池、不耕地が目立ち始めた
    - ・ 旧態の区画



- ④ 周囲の環境状況 関電淀川変電所、上牧小学校、消防署出張所に囲まれている。
- ⑤ 耕作状況
  - ・ 現在、耕作されているが、基盤整備が未整備。

(意見) 今後、農業振興地域農用地の農業的利用をどう維持するのが最大の課題。

(No. 1 2 五領 4)

- 1 当例の特徴 ・ NO. 1 1 ・ 五領 3 の西に隣接する調整区域帯
- 2 駅までの距離 ・ 約 4. 0 k m
- 3 周囲の環境 ・ 変電所の西側地帯  
・ 回りは、稲作中心の農空間地帯
- 4 土地の状況
  - ① 道路 ・ 農道＋里道
  - ② 用排水 ・ 水路
  - ③ 耕作等 ・ 稲作中心、一部路地野菜栽培  
・ 農空間としての継続課題



④ 耕作状況

- ・ 現在、耕作されているが、基盤整備が未整備のため、農地が不整形で残存している。

(意見)現状のままで良いという意見が強いのでは。

(No.13 五領5)

- 1 当例の特徴 ・ 五領、集落沿いの調整区域帯
- 2 駅までの距離 ・ 約4.0km
- 3 周囲の環境 ・ No.12より、旧村落近くの農地  
・ 既存宅地で、住宅、工場も点在する
- 4 土地の状況
  - ① 接道 ・ 市道+農道
  - ② 用排水 ・ 水路
  - ③ 耕作等 ・ 稲作中心で、自宅前に自耕畑が多い  
・ 地域内に既存宅地が有る  
・ 自宅前農地であることから、遊休地は少ない



④ 耕作状況

(意見)車線の道路が新設され、水路が道路沿いに維持されていると住宅開発が行われたという、かつての開発の事例。

(No. 1 4 五領6)

- 1 当例の特徴 ・ 五領、淀川沿いの調整区域帯
- 2 駅までの距離 ・ 約4. 0 k m
- 3 周囲の環境 ・ 淀川と新幹線に囲まれた調整区域  
・ 新幹線側沿いに、幹線道路（府道）整備が進む  
・ このことから、側道の宅地開発が課題
- 4 土地の状況
  - ① 接道 ・ 農道+里道
  - ② 用排水 ・ 水路
  - ③ 耕作等 ・ 稲作中心で、路地栽培あり  
・ 貸し農園が、目立ち始める  
・ 農耕地は、比較的整備されているが、一部未整備



④ 耕作状況

- ・ 現在、耕作されているが、基盤整備が未整備。

(意見) 道路建設の後、農地として残すゾーン、商業ゾーンとして商業施設等を誘導するゾーンを区別するのか。例えば、道路と、新幹線の間は商業ゾーン、道路から淀川までは、農業ゾーンなど。

(意見) 道路に沿って、沿道サービスゾーン(幅 50m 程度)の設定はどうか。  
するのかもしれないのか。

(意見) 貸し農園を開設するとした場合、駐車場等の整備が必要。

(意見) 行政施策として、農地の農的活用をどう展開していき、どのように整備していくのか。

(意見) 貸し農園(レジャー農園)は、冬場に水を送水しなければならないという課題がある。

(意見) 近傍にマンションがあり、需要はあるのでは。

(意見) 農家は、現在は生活に余裕があるが、今後どうなるのか。今の世代は、生産意欲があり、皆さん、ものを作る楽しさ、自らものを作ってそれを食するという事は、何物にも代えられないという気持ちで生産をしている。

(No.15 五領7)

- 1 当例の特徴 ・ 五領地区の最南調整区域帯
- 2 駅までの距離 ・ 約4.5 km
- 3 周囲の環境 ・ 淀川に接し、舌状の調整区域  
・ 市の焼却炉、民間の産業廃棄物施設、福祉施設、私立学校  
等が、混在する調整区域
- 4 土地の状況
  - ① 接道 ・ 農道+里道
  - ② 用排水 ・ 水路、一部地区パイプライン
  - ③ 耕作等 ・ 稲作中心で、自宅周辺に畑が多い  
・ 既存宅地化が進む傾向あり  
・ 公害問題あり  
・ 耕地は、一部未整備



- ④ 周囲の環境状況 淀川と桧尾川に囲まれている。